

鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル

平成14年4月

(令和5年7月改定)

鳥 取 県

鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル

目 次

ページ

I	地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル	
1	実施本部業務マニュアル-----	1
2	支援本部業務マニュアル-----	5
3	支援支部業務マニュアル-----	9
4	判定士業務マニュアル-----	13
5	判定コーディネーター業務マニュアル-----	17
6	判定士召集連絡業務マニュアル（民間判定士用）-----	19
7	用語-----	25
8	各種様式等-----	27
II	「り災証明書発行に係る住家の被害認定業務」技術支援マニュアル	
1	市町村業務マニュアル-----	43
2	県業務マニュアル-----	44
3	建築士業務マニュアル-----	45
4	参考資料-----	46
III	住宅相談業務マニュアル-----	61
IV	関係資料	
1	鳥取県建築物防災・復旧対策協議会設置要綱-----	65
2	鳥取県地震被災建築物応急危険度判定要綱-----	68
3	鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱-----	70
4	全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領-----	79
5	鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士の召集に関する協定-----	81

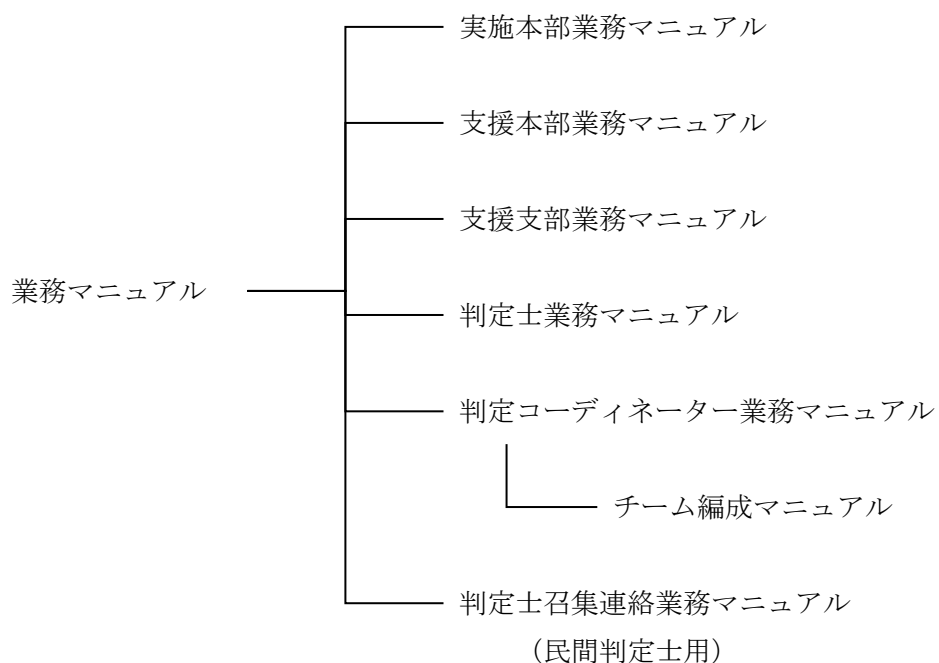
I. 地震被災建築物応急危険度判定

業務マニュアル

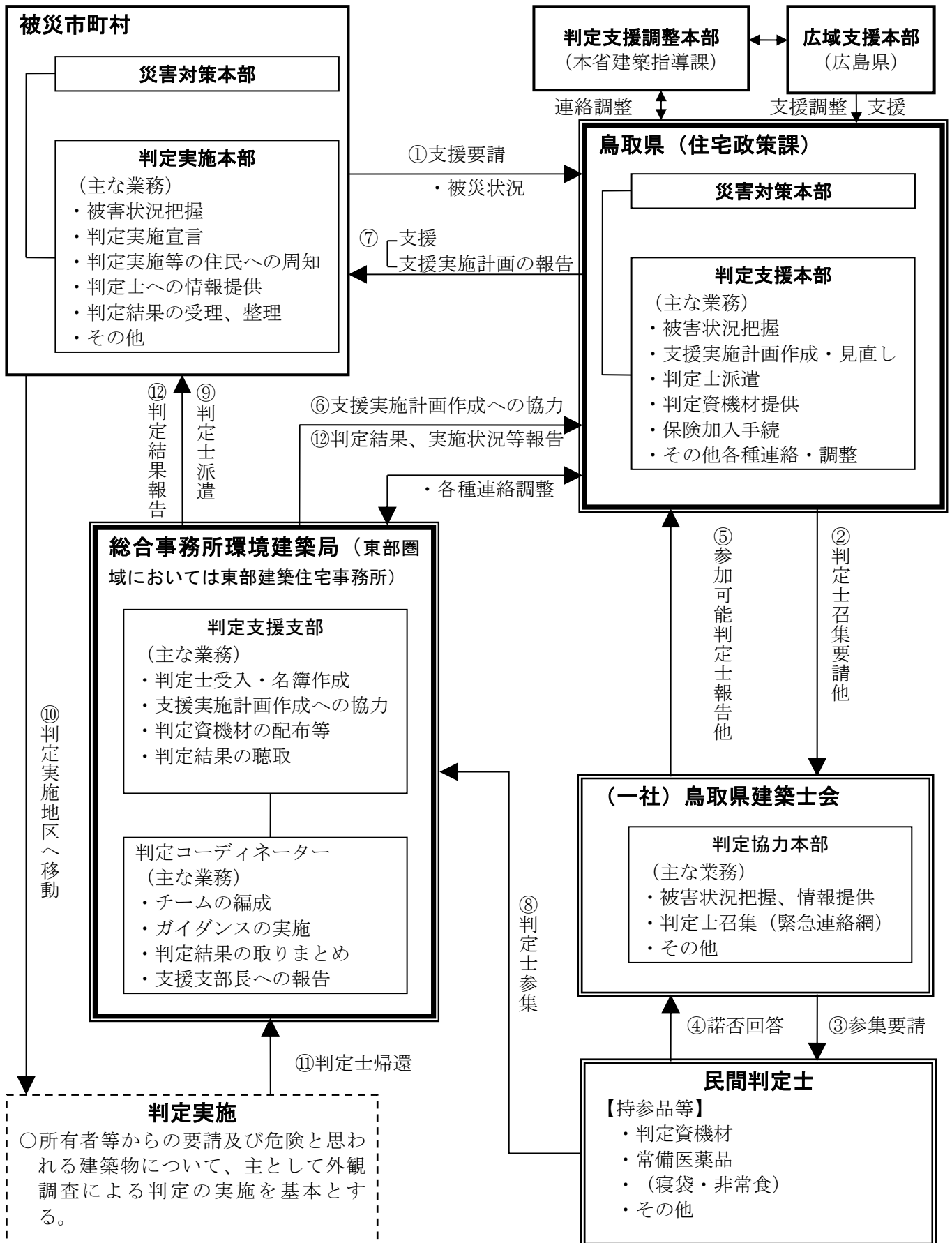
【目的】

このマニュアルは、地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下などから住民の安全を確保するため、判定の実施に関する各業務を予め定めることにより、被災建築物の応急危険判定を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

[地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの構成]



応急危険度判定実施体制概念図



1. 実施本部業務マニュアル

- 第1 実施本部の主な業務**
- ① 地震発生時の情報収集
 - ② 判定実施要否の決定
 - ③ 県への支援要請
 - ④ 判定士への情報提供
 - ⑤ 判定結果の受理、整理（支援支部からの報告）

第2 判定実施要否の判断

- 1 市町村の災害対策本部長（市町村長）は、被害情報をもとに所管課長の意見を聞き、判定実施の要否を判断する。
- 2 所管課長は、地震が発生した時、判定の要否判断に必要な被害状況を収集し、災害対策本部長（市町村長）に対して、判定の実施要否を具申する。

第3 判定実施の宣言

市町村長は、判定を要すると判断した時は、直ちに判定実施を宣言する。

第4 実施本部の設置

災害対策本部長（市町村長）は、判定実施を決定した時は実施本部を設置するとともに、所管課長を実施本部長に任命し、判定業務にあたらせる。

第5 判定実施の周知

- 1 被災建築物所有者等からの判定要請に答えるため、実施本部に窓口を設けるものとする。
- 2 実施本部長は、判定実施の依頼を取りまとめの上、一覧表を速やかに支援本部長に送付するものとする。
- 3 実施本部長は、判定実施及びこれに関する情報をマスコミ等の協力を得て、住民等への周知を図る。

第6 県への支援要請

- 1 市町村長は、判定の実施を決定したときは、直ちに、県知事に連絡するとともに判定士の派遣等の支援要請を行う。
- 2 実施本部長は、支援内容、支援開始時期等について支援本部長へ速やかな連絡を求める。

第7 判定士への情報提供

実施本部長は、派遣された判定士に対し、被災地情報（避難所の位置、火災発生地区、被災者への情報等）その他判定活動に関して注意すべき情報等を提供する。

第8 判定結果の受理及び整理

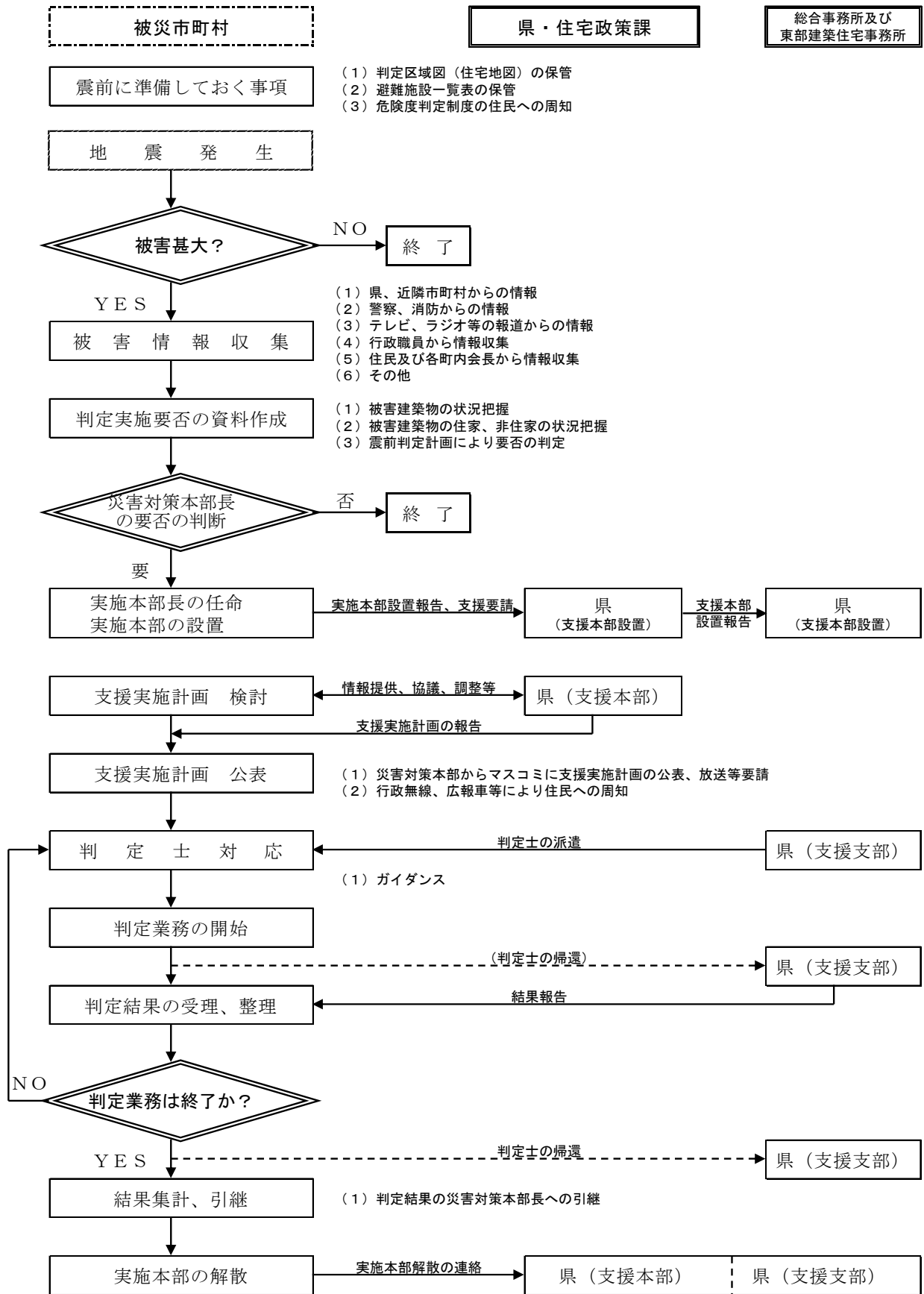
実施本部長は、支援支部長から当日分の判定結果の報告を受け、特に注意を必要とする被災建築物等の有無及び被災状況について、災害対策本部長に報告する。

第9 実施本部業務の終了

実施本部業務は以下の業務が完了した時点をもって終了とする。

- ① 判定の実施
- ② 判定結果の集計、資料整理
- ③ 判定結果の災害対策本部長への報告

【実施本部作業フロー】



2. 支援本部業務マニュアル

第1 支援本部の主な業務

- ① 地震発生時の情報収集
- ② 支援実施計画の作成、見直し及び報告
- ③ 判定士等の参集要請、派遣
- ④ 支援の実施
- ⑤ 判定士の保険加入手続き

第2 被害状況の把握

県の住宅政策課は、震度5強以上の地震が発生したとき若しくは発生したと思われるときは、次にあげる情報源から被害状況に関する情報を収集する。

- ① 市町村の判定所管課への照会
- ② 県の出先機関への照会
- ③ 県危機管理政策課（県災害対策本部）への照会
- ④ テレビ・ラジオの聴取
- ⑤ （一社）鳥取県建築士会等建築関係団体への照会
- ⑥ その他

第3 支援本部の設置

- 1 震度5強以上の地震が発生した場合及び市町村長から支援の要請があった場合、支援本部を設置し、判定の実施に関して必要な支援を行う。
- 2 支援本部長に、住宅政策課長をあてる。
- 3 支援本部長は、支援支部、広域支援本部、国土交通省及び地域の建築関係団体に対し、支援本部を設置した旨を連絡する。
- 4 被害が大規模で広範囲にわたること等により他都道府県の応援が必要であると判断したとき、災害対策本部長は広域支援本部に対し、判定の実施に関して支援を要請する。

第4 支援実施計画の作成、見直し及び報告

- 1 支援本部長は、実施本部からの要請内容や被害状況等を考慮して、支援支部と調整しつつ支援実施計画を作成する。
なお、広域支援を必要とする場合は、広域支援本部とも調整のうえ、支援実施計画を作成する。
- 2 支援本部長は支援支部からの実施状況報告等により、必要に応じ速やかに支援実施計画の見直しをする。
- 3 支援本部は、支援実施計画を作成したとき若しくは見直したときは、実施本部、支援支部、応援市、広域支援本部及び（一社）鳥取県建築士会等に報告する。

第5 支援実施計画の内容

支援実施計画は、被災市町村ごとに次の内容により作成する。

- ① 応援判定士の派遣人数
- ② 応援判定士の派遣場所
- ③ 応援判定士の派遣要請先

- ④ 判定資機材の提供

第6 支援本部からの支援要請

- 1 支援本部長は支援に必要な次の事項について、予め定められた緊急連絡網等を通じ、県内の市、（一社）鳥取県建築士会、広域支援本部等に対し、支援要請する。
 - ① 判定士、判定コーディネーター等の派遣
 - ② その他
- 2 支援本部長は支援実施計画の見直しにより支援規模の縮小等があったときは、必要に応じて支援要請先に対し支援要請の変更等の連絡をする。

第7 判定コーディネーターの派遣

支援本部長は、判定コーディネーターを任命し、支援支部に派遣する。

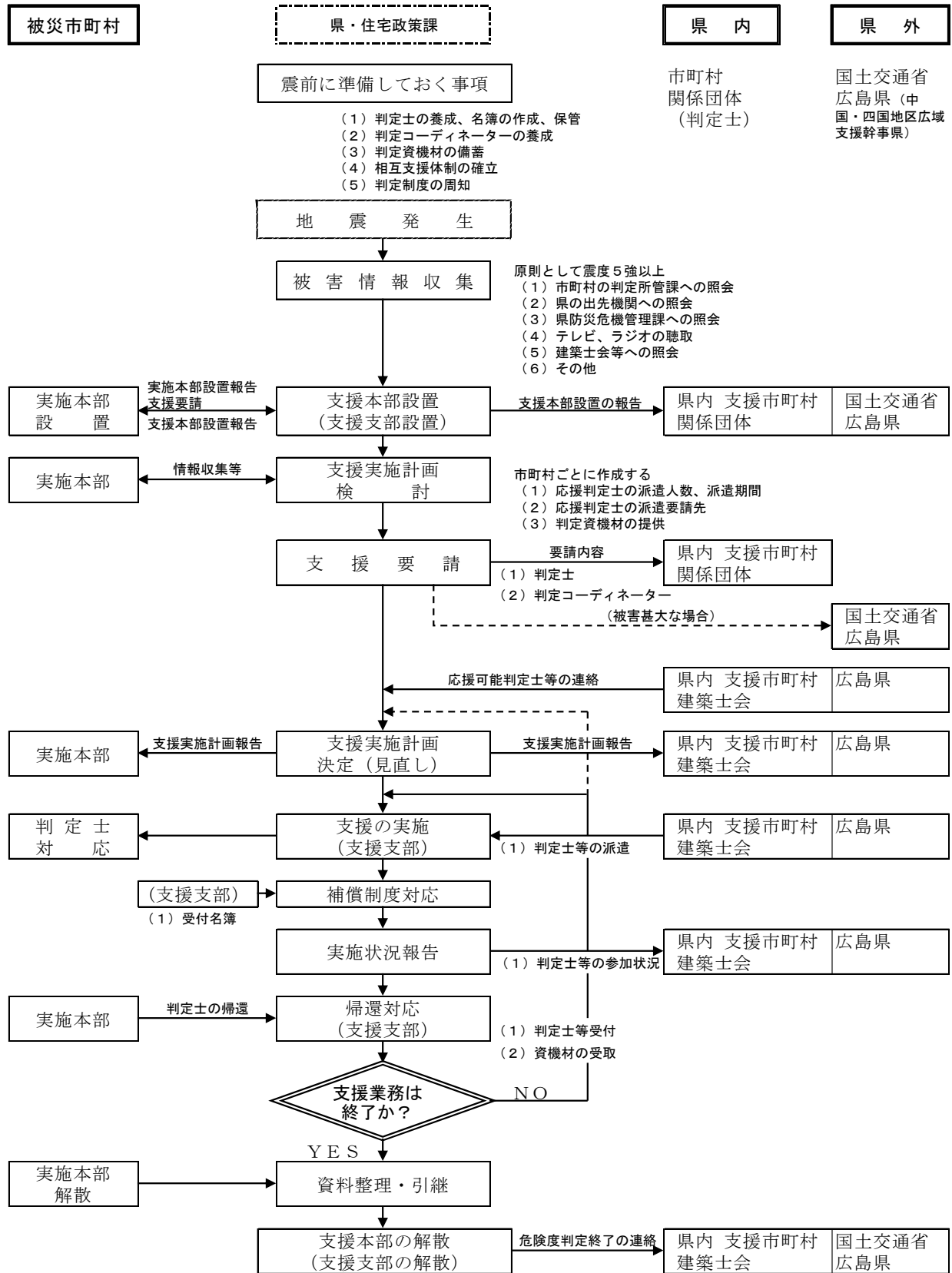
第8 補償制度の適用

支援本部長は、支援支部長から報告を受けた応援判定士の名簿により民間判定士等補償制度等の手続きを行う。

第9 支援本部業務の終了

- 1 支援本部業務は以下の業務が完了した時点をもって終了とする。
 - ① 支援の実施
 - ② 判定結果の集計・資料整理
 - ③ 判定結果の県及び市町村災害対策本部長への報告
- 2 支援本部長は、支援業務終了後、災害対策本部長と協議し、判定結果を集計し、支援本部を解散する。

【支援本部作業フロー】



3. 支援支部業務マニュアル

第1 支援支部の主な業務

- ① 地震発生時の情報収集
- ② 支援実施計画の作成、見直しへの協力
- ③ 判定士の受入れ、派遣
- ④ 判定資機材の配布、受取り
- ⑤ 判定の実施
- ⑥ 判定結果の聴取、報告

第2 支援支部の設置

被災地近接（中部、西部）総合事務所長及び東部建築住宅事務所長は、支援本部長から支援本部を設置した旨の連絡を受けた場合、環境建築局建築住宅課長及び東部建築住宅事務所長を支部長とする支援支部を設置するものとする。

第3 支援実施計画作成への協力

支援支部長は、被災地の被害状況等を考慮した各市町村への判定士の派遣計画等を検討し、その結果を支援本部に報告して支援実施計画の作成に協力するとともに、実施状況等により、支援実施計画の見直しが必要と思われる場合は、速やかにその旨を支援本部に報告する。

第4 判定コーディネーターの配置

支援支部長は、支援本部から派遣された判定コーディネーターを配置し、判定士のコーディネーター等にあたらせる。

第5 判定士の受付、名簿作成

- 1 支援支部長は、参集した判定士の受付を行い、名簿を作成する。
その場合、判定活動可能日数の確認を必ず行い、必要事項を受付台帳に記載する。
- 2 支援支部長は、判定士名簿を支援本部長に送付するものとする。

第6 判定資機材の配布

支援支部長は、必要に応じて以下にあげる判定資機材等を各判定チームに配布する。

- ① 担当判定区域の地図
- ② 判定調査表、判定ステッカー等の判定資機材
- ③ 記録用機材（インスタントカメラ等）
- ④ その他

第7 判定の実施方法

判定は、所有者等の要請及び危険と思われる建築物について、主として外観調査による判定とする。

第8 判定結果の報告

支援支部長は、判定コーディネーターから当日分の判定結果の報告を受け、特に注意を必要とする被災建築物等の有無及び被災状況と合わせて、支援本部長及び実施本部長に報告する。

第9 判定を受けた建築物の所有者等への対応

支援支部長は、判定開始とともに、建築物の所有者等からの判定結果及び応急復旧等の相談に対する窓口を設置する。

第10 支援支部による判定士の派遣及び帰還の対応

1 支援本部長から連絡を受けた支援支部長は、次により判定士を派遣する。

- ① 参集した判定士の名簿作成
- ② 必要に応じて、参集した判定士に判定資機材等を配布

2 支援支部長は、次により判定士の帰還に対応する。

- ① 帰還した判定士の受付
- ② 使用した判定資機材等の受取

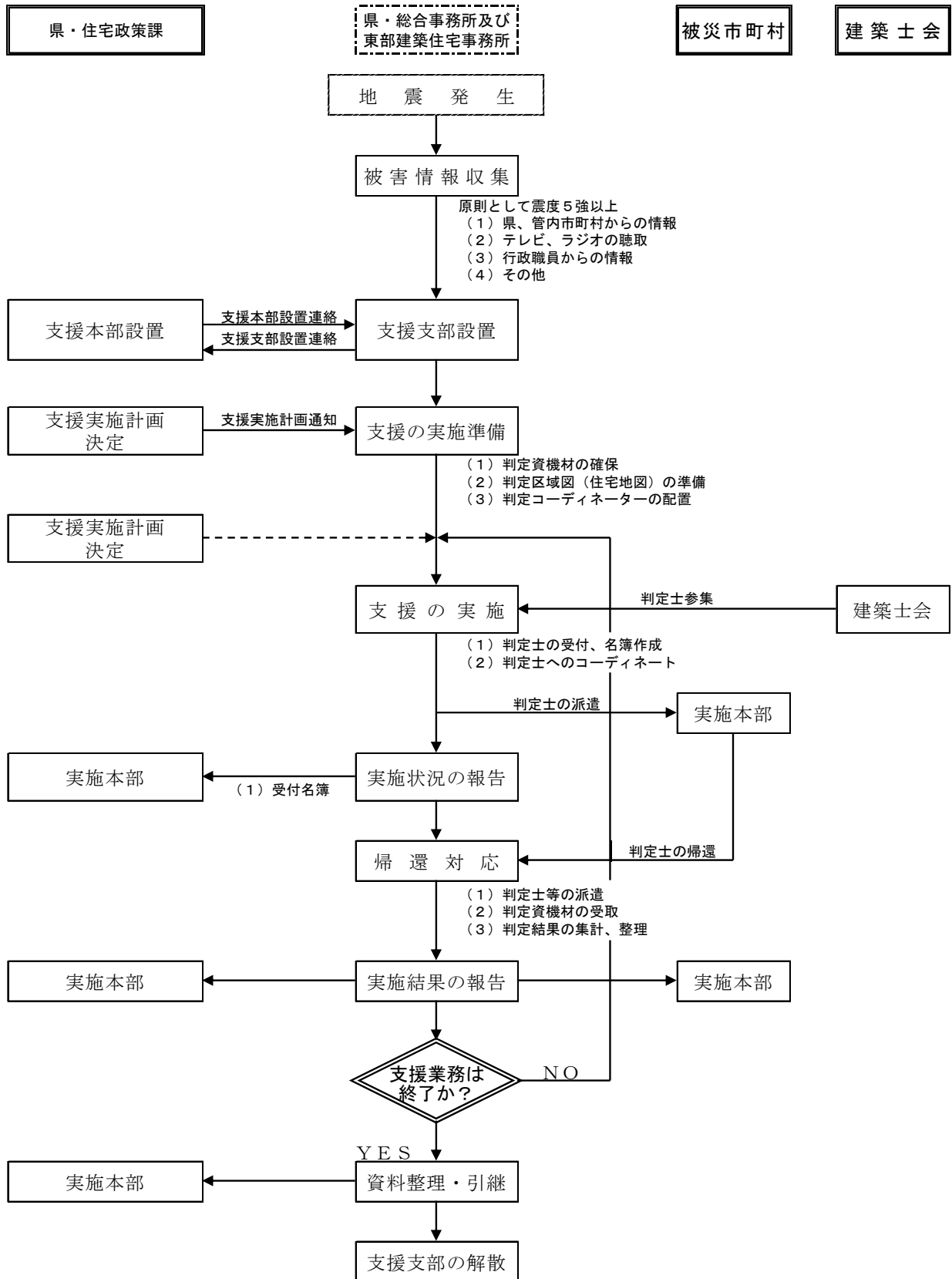
第11 支援支部業務の終了

1 支援支部業務は以下の業務が完了した時点をもって終了とする。

- ① 支援の実施
- ② 判定結果の集計、資料整理
- ③ 判定結果の支援本部長及び実施本部長への報告

2 支援支部長は、支援業務終了後、支援本部長と協議し、支援支部を解散する。

【支援本部作業フロー】



4. 判定士業務マニュアル

第1 目 的

このマニュアルは、地震による被災建築物の危険度の判定を行う地震被災建築物応急危険度判定士の業務基準を定めることにより、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に行い、余震による二次災害の防止を図ることを目的とする。

第2 判定業務の心得

- 1 応急危険度判定士は、原則として県の要請によりボランティアとして判定業務に従事する。
ただし、要請を受けないで自ら判定業務に従事することを希望する場合は、必ず支援本部長の指示に従い行動する。
- 2 応急危険度判定士は、県が定めた業務マニュアルを遵守し迅速かつ誠実に建築物の応急危険度判定を行うこととする。

第3 判定士の編成及び判定コーディネーター

判定士は、支援支部のもと以下の組織に編成される。

(1) チーム

被災地で実際に判定を実施する最小単位、原則判定士2名で構成される。

(2) 班

複数のチームで構成するグループで、判定コーディネーターから任命された班長が統括し、副班長は班長を補佐する。

(3) 判定コーディネーター

支援支部において、判定の実施のために判定士の指導支援を行う行政職員で、判定コーディネーター1名が最大50チームを統括する。

第4 応急危険度判定士の参集行動基準

1 県内判定士の行動基準

◇ 判定実施場所が鳥取県内の場合、県内判定士は次のように行動する。

- (1) 県の支援要請に基づき、(一社)鳥取県建築士会等から参集要請の連絡を受けた場合は、参集日時、判定従事期間及び参集場所(支援支部)の確認を行う。
- (2) 判定士は参集場所に到着後、判定コーディネーターに対して必要な事項の申告及び参集の途中で得た被災地の状況を報告する。
- (3) 判定士は、判定コーディネーターから以下の内容の説明を受ける。
 - ① 判定作業区域
 - ② 余震情報(余震の震度、頻度、区域等)
 - ③ 判定方法
 - ④ 実施本部参集時間、支援支部帰還時間
 - ⑤ 判定作業中の危険防止についての注意
- (4) 判定士は、家族及び勤務先等に対して、必要に応じて行動スケジュール、緊急連絡先を伝えておく。
- (5) 判定士は、参集場所到着後は支援支部の指示に従う。

◇ 判定実施場所が他の都道府県内の場合、県内判定士は次のように行動する。

- (1) 県の支援要請に基づき、(一社)鳥取県建築士会等から参集要請の連絡を受けた場合は、参集日時、判定従事期間及び参集場所の確認を行う。
- (2) 応援の判定作業に参加するかどうかは、家族、勤務先ともよく相談し決定する。
- (3) 判定士は、参集場所に到着後は被災都道府県の指揮下にはいり、判定コーディネーターに対して必要な事項の申告を行う。
- (4) 判定士は、家族及び勤務先等に対して、必要に応じて行動スケジュール、緊急連絡先を伝えておく。

2 応援都道府県の判定士の行動基準

◇ 応援都道府県の判定士が鳥取県内で判定を行う場合は、次のように行動する。

- (1) 判定士は、応援都道府県からの判定応援要請を受けた場合は参集日時、参集場所及び判定業務従事予定期間等の確認を行う。
- (2) 応援の判定作業に参加するかどうかは家族、勤務先ともよく相談し決定する。
- (3) 判定作業に参加する場合は、判定活動受諾の連絡を行い、被災地の状況に応じ、特に持参すべき判定用資機材、判定用具等の指示を受ける。
- (4) 判定士は、参集場所に到着後、鳥取県の職員に自己の健康状態を含め必要な事項の申告を行う。
- (5) 判定士は、原則として鳥取県の支援支部の指揮下にはいり、支援支部長の指示により行動する。
- (6) 被災地の支援支部及び実施本部への移動は、原則として鳥取県が指定した方法により移動する。
- (7) 判定士は、判定コーディネーターから 以下の内容の説明を受ける。
 - ① 判定作業区域
 - ② 余震情報(余震の震度、頻度、区域等)
 - ③ 判定方法
 - ④ 実施本部参集時間、支援支部帰還時間
 - ⑤ 判定作業中の危険防止についての注意

第5 持参する判定資機材等

判定士は、支援支部で準備する判定資機材とは別に、判定作業に必要な判定資機材等を持参すること。

第6 応急危険度判定の実施

- 1 判定作業は、支援支部の判定コーディネーターの指示に基づき実施する。
- 2 判定士は、支援支部への参集時間及び帰還時間に遅れた場合の対応を確認しておく。
- 3 判定士は、判定作業を行う際には応急危険度判定士登録証を必ず携帯するとともに、腕章等を身につけ判定士として識別できるようにする。
- 4 判定作業中及び移動中は、お互い危険に注意し、危険な場所に近づかない等、無理な行動はしない。
- 5 緊急事態(余震その他の災害が発生した時等の障害等)、判定における疑問等については、携帯電話等で支援支部と連絡を行い判定コーディネーターの指示を受ける。
- 6 判定作業は、迅速かつ誠実にいき被災地の住民に対し、誠意をもって対応する。

- 7 判定結果については、判断根拠を随時建物ごとに記録する。
- 8 判定作業終了後、支援支部に戻り、判定コーディネーターに判定結果等並びに自己の健康状態の報告を行う。又、判定結果の中で特に注意を必要とする被災建築物等については、その旨報告する。

第7 判定結果の表示

各建物判定終了後、判定結果に基づき建築物ごとに、当該建築物の出入口等見易い場所に「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを貼ることとする。

判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法に関する簡単な説明を記すること。

第8 住民対応及びマスコミ対応

- 1 判定士は、判定を行う場合、判定に対する住民の理解を得るために支援支部等で準備した判定のパフレット等を持参し、必要に応じて配布する。
- 2 所有者（又は居住者等）が在宅していればその場で判定結果を知らせることとし、特に、判定結果が「危険」、「要注意」の建物については、そのステッカーの意味（内容）を適切かつ丁寧に説明するものとする。
また、説明の際には、判定活動の目的が「余震等による建物の倒壊、部材の落下等の危険性を情報提供して二次災害を防止し、住民の安全確保を図ること」である旨的確に説明すること。
- 3 現地で判定以外の業務を求められたら、丁寧に断りし速やかにその場を離れる。
- 4 所有者（又は居住者等）ともめた場合は、判定の目的、結果等について適切かつ丁寧に説明し、判定ステッカーを無理に貼らずに、調査表にその旨の記録のみ残す。（ステッカーを剥がされた場合も同様）
- 5 マスコミ等との対応方法については、原則として「支援支部（〇〇総合事務所環境建築局建築住宅課（又は東部建築住宅事務所））にお願いします。」とし、丁寧に断ること。

【参 考】

判定士が持参する判定資機材等

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 登録時に渡してあるもの ・登録証 ・腕章 ・判定マニュアル ・ヘルメット用シール ・下げぶり ・クラックスケール ・ハンマー | <ul style="list-style-type: none"> ○ 判定士で準備するもの ・ヘルメット ・筆記用具 ・軍手 ・コンベックス ・携帯電話(所有者は) (その他必要に応じて準備するもの) ・安全靴 ・常備薬 ・雨具 ・防寒具 ・双眼鏡 ・コンパス(方位磁石) |
|---|---|

(参 考)

○ 所有者（又は居住者等）との質疑応答の例

(緑の表示で) 「この建物は安全ですか。これからどうすれば良いのですか?」と聞かれた場合。

(答え) 建物被害は軽微であり使用可能だと思われま。今後とも注意して使用してください。

また、部分的に損傷しているところは早めに応急修理してください。

何かありましたらステッカーに記載してある電話番号に電話してください。

(黄の表示で) 「要注意とはどういう意味ですか。私はどうすればよいのですか?」と聞かれた場合。

(答え) (技術的見地から危険と思われる箇所や状態を説明し) 建物に立ち入る場合には、ステッカーの注記に書いてある内容に従って、十分注意してください。(特に、就寝に使えない場合は、必ずその旨を強調しておくこと。)

〇〇〇(町)の〇〇〇(体育館)を避難場所として用意していますので、ご希望の場合はご利用ください。

(赤の表示で) 「危険とはどういう意味ですか。私はどうすればよいのですか?」と聞かれた場合。

(答え) 建物は構造的に相当の被害を受けていますので、このままお住みになることは危険です。

是非、〇〇総合事務所環境建築局の建築住宅課(又は東部建築住宅事務所)(日以降は、〇〇市(町村)災害対策本部)にご相談ください。電話番号は、ステッカーに記載してあります。

また、〇〇〇の〇〇〇(体育館)を避難場所として用意していますので、ご希望の場合はご利用ください。

住民から、「何をしているか?」との問い合わせがあった場合。

(答え) (応急危険度判定士登録証を提示し又、判定に係わるパンフレット等を渡しながら) 私たちは、〇〇市(町村)の要請により、被災した建物に引き続き居住できるかどうか、また二次災害の防止のため、建物の安全性(危険性)を判定しているところです。

従って、建物の「全壊」、「半壊」といったような「り災証明書」の発行のための調査ではありません。

5. 判定コーディネーター 業務マニュアル

判定コーディネーター 業務マニュアル

第1 判定コーディネーターの業務

- ① 判定実施の準備
- ② 判定実施チーム及び班の編成
- ③ 判定資機材等の確認
- ④ 判定士に対する判定作業の説明
- ⑤ 判定士の送り出し
- ⑥ 判定結果の集計、支援支部長への結果報告

第2 判定実施の準備

- 1 判定コーディネーターは、判定支援実施計画に基づき、支援支部員と協力して、判定業務に必要な資料の作成及び判定実施区域を各班ごとに配分するとともに、チームごとの区域を設定する等の準備を行う。
- 2 判定コーディネーターは、判定支援実施計画に基づき判定開始日の前日までに、判定資機材等の確保を行う。

・支援本部で準備するもの

判定調査表
判定ステッカー
地図（ゼンリン等）
ガムテープ
制度説明用パンフレット
ヘルメットシール
筆記用具
バインダー（台紙）
インスタントカメラ
判定士ベスト

（予備として準備しておくもの）

判定マニュアル
下げぶり
ハンマー
クラックスケール
腕章
暖房用小物（冬季ーミニカイロ等）

（鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士ロゴ入り）

第3 判定実施チームの編成

判定コーディネーターは、チーム編成マニュアルに基づき、判定チームの編成を行う。

第4 判定作業の説明

判定コーディネーターは、判定士に対して以下の内容を説明する。

- ① 判定作業区域
- ② 余震情報（余震の震度、頻度、区域等）
- ③ 判定方法（判定調査表等）
- ④ 実施本部集合時間、支援本部帰庁時間
- ⑤ 判定作業中の危険防止についての注意
- ⑥ 定時の連絡方法
- ⑦ その他

第5 判定業務の開始

判定コーディネーターは、支援支部長の指示により、判定士に対して派遣先実施本部に移動し、判定業務に従事するよう指示する。

第6 判定結果の取りまとめ、支援支部長への結果報告

- 1 判定コーディネーターは、支援支部員と協力して判定業務の実施結果を聴取し、当日分の判定結果を取りまとめて支援支部長に報告する。
- 2 判定コーディネーターは、判定結果の報告の中で、特に注意を必要とする被災建築物等の有無及び被災状況について、判定士から聴取した内容に基づき、支援支部員と協議の上、現地を再調査するなど支援支部長の指示を受ける。

第7 業務の終了

判定コーディネーターの業務は、支援支部の解散を持って終了とする。

チーム編成マニュアル

第1 判定士の組織編成

判定コーディネーターは、チームの編成を行う。

(1) チーム

被災地で実際に判定を実施する最小単位で、原則2名の判定士で構成される。

(2) 班

複数のチームで構成するグループで、判定コーディネーターから任命された班長が統括し、副班長は班長を補佐する。

(3) 判定コーディネーター

支援支部において、判定実施のために判定士の指導支援を行う行政職員で、判定コーディネーター1名が最大50チームを統括する。

判定コーディネーターは、支援本部長より任命、派遣される。

第2 チーム編成の実務

判定コーディネーターは、支援本部において作成した判定支援実施計画及び受付台帳により、以下の事項を確認して判定士を2名ごとのペアとする。

- ① 活動可能日
- ② 年齢
- ③ 被災地の地理に関する知識の有無
- ④ 判定経験の有無
- ⑤ その他、判定士の申し出事項

6. 判定士召集連絡業務マニュアル (民間判定士用)

第1 目的

このマニュアルは、県からの要請に基づき一般社団法人鳥取県建築士会（以下「建築士会」という。）が行う鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士のうち民間判定士への連絡体制に関する基本的事項を定めるものとし、具体的な連絡方法等については、別途、建築士会が定めるものとする。

第2 用語の定義

このマニュアルにおける用語の定義は次のとおりとする。

(1) 民間判定士

鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士のうち、県及び市町村職員以外の者をいう。

(2) 判定活動

県内の市町村が実施又は他の都道府県からの支援要請に基づき民間判定士を派遣する被災建築物応急危険度判定活動をいう。

(3) 連絡代表

連絡班長に判定活動に関する連絡業務を行うため、建築士会長から依頼された者をいう。

(4) 連絡班長

民間判定士に判定活動に関する連絡業務を行うため、建築士会長から依頼された者をいう。

第3 適用対象

このマニュアルは、民間判定士へ判定活動に関する必要事項を連絡する場合において適用し、県及び市町村職員の鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士への連絡については別に定める。

第4 県への報告

建築士会は、参加可能判定士を取りまとめ、速やかに県に報告するものとする。

第5 名簿の管理

- 1 建築士会は、県から交付された民間判定士の名簿の適切な管理に努めることとし、目的外には使用しないものとする。
- 2 県は、民間判定士の登録、更新又は登録事項に変更があった場合は、遅滞なくその氏名等を建築士会に通知するものとする。

第6 連絡方法

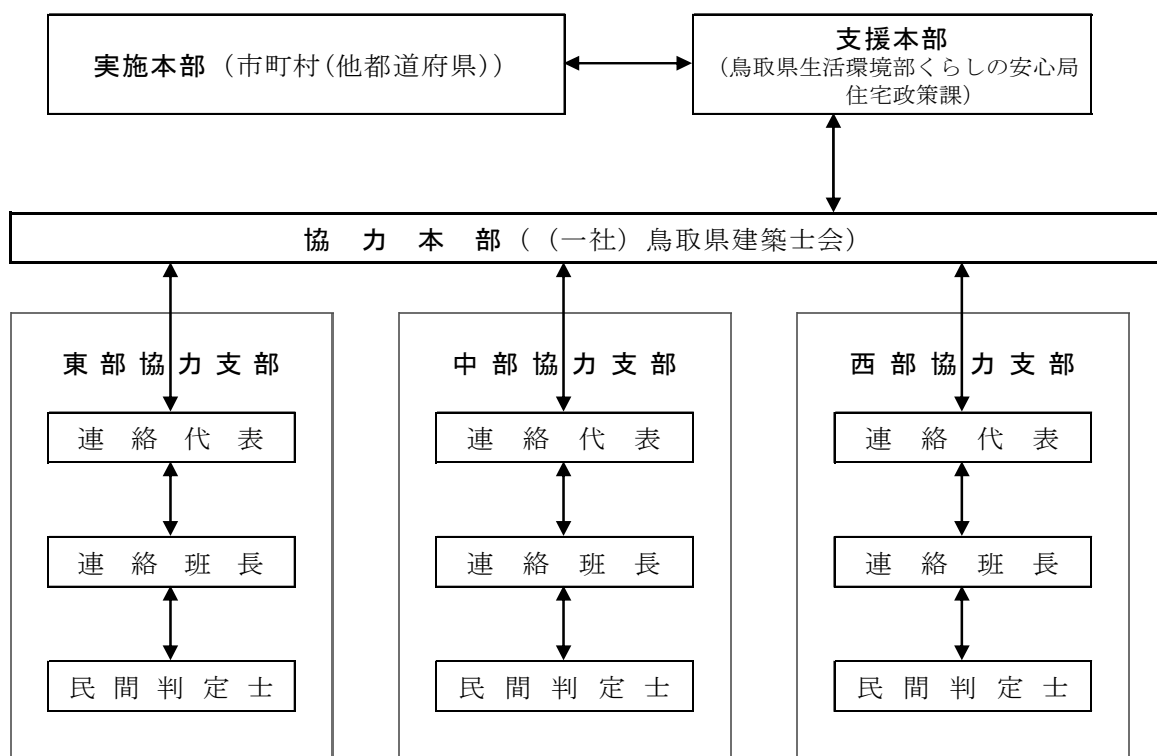
- 1 民間判定士への連絡は電話連絡網を原則とするが、連絡代表への連絡は非常時における連絡の実効性を確保するため、電話連絡網とファクシミリ連絡網を極力併用するものとする。また、携帯電話の電子メール等の活用も有効である。
- 2 電話、ファクシミリなどの通信手段による連絡ができない場合若しくは著しく困難な場合は、必要に応じて報道機関等を通じて、民間判定士に対し、必要な連絡を行うよう努めるものとする。

第7 電話連絡網

電話連絡による連絡は次により行うものとする。

- (1) 県からの支援要請を受けた建築士会は、連絡代表及び連絡班長を通じ、民間判定士へ第8第1項に定める連絡事項を電話により連絡するものとする。
- (2) 連絡は、判定士個々に行うことを基本とするが、事業所に所属する判定士の参加の可否については、その代表者等に取りまとめを依頼する。
なお、判定活動への参加の可否については、判定士の自主的な意志を尊重するものとする。
- (3) 連絡を受けた民間判定士は連絡のあった連絡班長へ第8第2項の定める確認事項を回答するものとする。
- (4) 連絡代表及び連絡班長は建築士会の会員から選定するものとし、連絡班長は概ね民間判定士10名につき1名、連絡代表は連絡班長5名につき1名程度とする。

■電話連絡網



第8 連絡事項及び確認事項

- 1 建築士会は、次の連絡事項について電話連絡網を通じて民間判定士に連絡するものとする。
 - ①判定活動の実施場所
 - ②判定活動の実施期間
 - ③集合場所及び日時
 - ④確認事項の回答先
- 2 連絡を受けた民間判定士は確認事項の回答先に次の確認事項を回答するものとする。
 - ①参加可能な民間判定士の氏名、年齢、登録番号及び所属
 - ②判定活動への参加可能期間
 - ③判定経験及び土地勘の有無

連絡代表及び連絡班長業務マニュアル

1. 目的

このマニュアルは、民間判定士に対する被災建築物応急危険度判定に関する連絡を円滑に行うため、連絡代表及び連絡班長が行う業務内容について定めています。

2. 連絡代表の業務

(1) 連絡内容の聴取

判定活動の実施が予定されるなど、民間判定士への判定活動に関する連絡が必要となった場合、協力本部長から判定活動に関する連絡を依頼しますので、連絡代表は十分留意してその内容を聴取してください。

(2) 連絡班長への連絡依頼

連絡代表はあらかじめ定められた連絡網に基づき、連絡班長に対し、速やかに電話により、「民間判定士へ4. (1)に掲げる連絡事項を連絡し、4. (2)に掲げる確認事項を確認するとともに、その結果を概ね〇〇時までに連絡代表に回答してください。」旨を依頼してください。

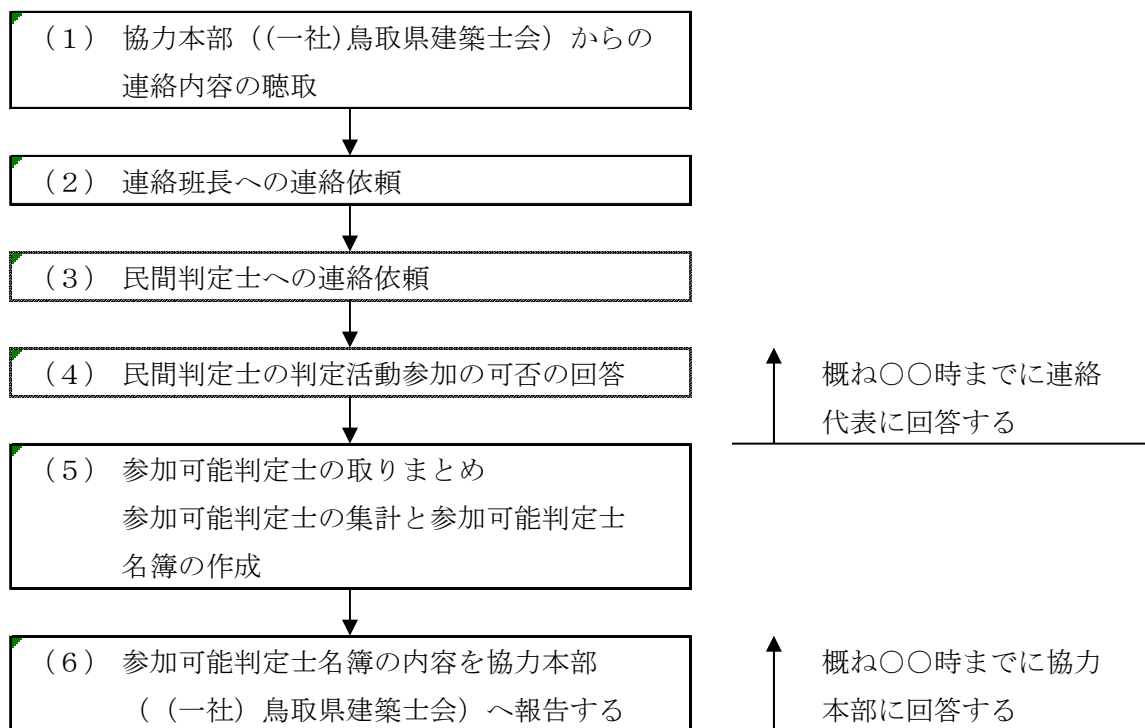
(3) 参加可能判定士名簿の集計

連絡班長から回答された参加可能判定士名簿の内容をもとに、参加可能判定士の人数を集計してください。

(4) 協力本部長への回答

連絡代表は連絡班長から回答のあった参加可能判定士の集計結果を、速やかに協力本部長へ報告してください。

■ 連絡代表の業務フロー



※ 実践部分が連絡代表の業務

3. 連絡班長の業務

(1) 連絡内容の聴取

判定活動の実施が予定されるなど、判定士への判定活動に関する連絡が必要となった場合、連絡代表から電話により判定活動に関する連絡を依頼しますので、連絡班長は十分留意してその内容を聴取してください。

(2) 判定士への連絡と確認

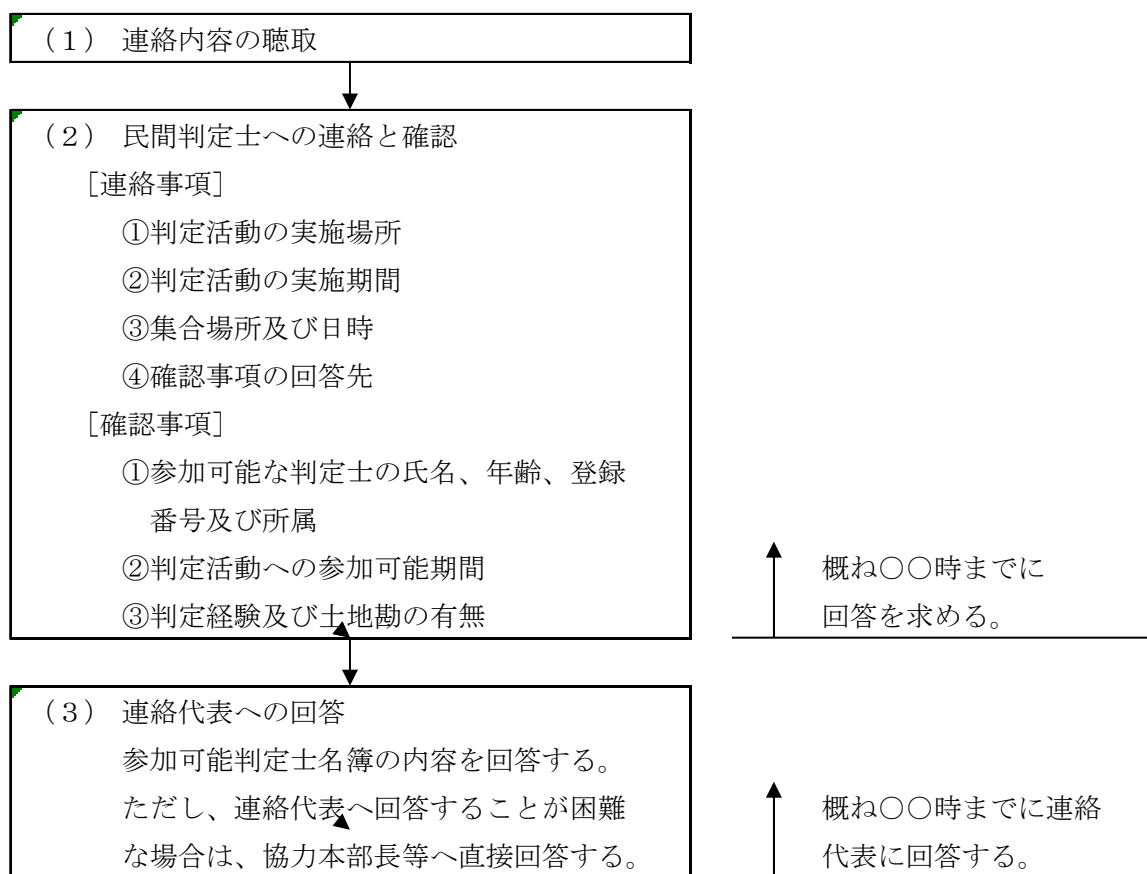
連絡班長はあらかじめ定められた電話連絡網に基づき、速やかに電話により4. (2)に掲げる確認事項を確認してください。

(3) 連絡代表への回答

概ね〇〇時まで確認できた参加可能判定士を連絡代表へファクシミリ等で回答してください。

ただし、連絡代表への回答が著しく困難である場合は、協力本部長へ直接回答してください。

■ 連絡班長の業務フロー



4. 連絡事項及び確認事項

(1) 連絡事項

判定活動に関し、判定士へ連絡する事項は次のとおりです。

- ①判定活動の実施場所
- ②判定活動の実施期間
- ③集合場所及び日時
- ④確認事項の回答先

(2) 確認事項

判定活動に関し、判定士に確認する事項は次のとおりです。

- ①参加可能な判定士の氏名、年齢、登録番号及び所属
- ②判定活動への参加可能期間
- ③判定経験及び土地勘の有無

5. 連絡代表及び連絡班長の留意事項

(1) 電話連絡の体制

連絡代表及び連絡班長は常日頃から地震に関する情報に留意し、判定活動が行われる可能性があると考えられる場合は、できる限り自宅又は職場において連絡のとれるように心掛けてください。

(2) 判定士の名簿管理

連絡代表及び連絡班長は判定活動にかかる連絡のため、交付された判定士の名簿の適切な管理に努めることとし、目的外に使用しないでください。

7. 用 語

用語

このマニュアルにおいて下記の用語を次のとおり定義する。

<ア行>

○ 応援判定士

実施本部の要請に基づいて、支援本部から派遣される判定士をいう。

○ 応援都道府県

広域支援本部からの派遣要請を受けて、判定士を派遣する都道府県をいう。

○ 広域支援本部

被災した都道府県の支援本部からの応援要請により、ブロック協議会（全国協議会の都道府県を6ブロックに分けて設置）内の被災していない都道府県の判定士派遣支援等の取りまとめを行うため、各ブロック協議会の幹事都道府県に設置される地震被災建築物応急危険度判定広域支援本部をいう。

中国・四国ブロックでは広島県に設置される。

<カ行>

○ 協力本部

支援本部からの協力要請に対応するために、（一社）鳥取県建築士会等に設置される地震被災建築物応急危険度判定協力本部をいう。

○ 県内判定士

鳥取県内に在住する、鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱により認定された応急危険度判定士をいう。

<サ行>

○ 支援市町

被災した市町村へ判定士等を派遣し支援を行う市町村をいう。

○ 支援本部

判定の実施を支援するために、県（住宅政策課）に設置される地震被災建築物応急危険度判定支援本部をいう。

○ 支援支部

判定の実施を支援するために、被災地近接（中部、西部）総合事務所及び東部建築住宅事務所に設置される地震被災建築物応急危険度判定支援支部をいう。

○ 実施本部

市町村災害対策本部の下に組織される判定を実施するために設置される地震被災建築物応急危険度判定実施本部をいう。

○ 全国要綱

平成7年3月29日建設省住防発第10号の通達を実施するために、全国協議会が中心となり策定された被災建築物応急危険度判定要綱をいう。

○ 全国協議会

大規模な地震が発生した場合、被災建築物の判定をより迅速にかつ的確に実施していくため、判定の方法、都道府県相互の支援等に関して事前に相談を行い、判定に実施体制の整備を推進していく必要があり、これらの中心的な担い手として国土交通省（旧建設省）及び都道府

県、建築関係団体が発起人となり、平成8年4月5日に設立された全国被災建築物急危険度判定協議会をいう。

<タ行>

○ チーム

被災地で実際に判定を実施する最小単位、原則判定士2名で構成される。

○ チーム編成マニュアル

判定コーディネーターが、チーム編成を行う際の業務について作成されたマニュアル

<ハ行>

○ 班

複数のチームで構成するグループで、判定コーディネーターから任命された班長が統括し、副班長は班長を補佐する。

○ 判定コーディネーター

支援支部において、判定の実施のために参加した判定士の指導・支援を行う行政職員で判定コーディネーター1名が最大50チームを統括する。

<マ行>

○ 民間判定士等補償制度

全国の民間判定士を対象とし、全国協議会が平成10年7月1日に創設した全国被災建築物急危険度民間判定士等補償制度をいう。

8. 各種様式等

	ページ
F A X連絡共通様式-----	2 7
様式0 地震による建築物の被害状況について（第一報）----- （支援本部長→建築関係団体）	2 8
様式1 支援要請書----- （実施本部業務マニュアル第6関係：市町村長→県知事）	2 9
様式2 協力要請書----- （支援本部業務マニュアル第6関係：支援本部長→建築士会長）	3 0
様式2-1 地震による建築物の被害状況について（第二報）----- （支援本部長→建築関係団体）	3 1
様式3 参加可能判定士名簿について（送付）----- （判定士召集連絡業務マニュアル第4関係：建築士会長→支援本部長）	3 2
様式4 応急危険度判定実施依頼一覧表について（送付）----- （実施本部業務マニュアル第5関係：実施本部長→支援支部長）	3 4
様式5 支援実施計画書----- （支援本部業務マニュアル第4関係：支援本部長→実施本部長）	3 6
様式6 応急危険度判定の実施結果について（送付）----- （支援支部業務マニュアル第8関係：支援支部長→実施本部長）	3 8
（参 考）・住民への制度・判定実施の周知（例）-----	4 0
・標準判定資機材一覧表-----	4 1

被災建築物応急危険度判定連絡用紙

FAX送信票

令和 年 月 日

午前・午後 時 分

様

鳥取県建築物防災・復旧対策協議会
連絡（訓練）用紙

連絡内容

連絡先

担 当 : _____

TEL _____

FAX _____

被災建築物応急危険度判定連絡用紙

FAX送信票

令和 年 月 日
午前・午後 時 分

一般社団法人鳥取県建築士会長
一般社団法人鳥取県建築士事務所協会
一般社団法人鳥取県建設業協会
一般社団法人鳥取県建築技能近代化協会 } 様

鳥取県地震被災建築物応急危険度判定支援本部長
(鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課長)

地震による建築物の被災状況について (第一報)

月 日に発生した地震により、鳥取県 (市・町・村) を中心とした地域で建築物に甚大な被害が見られ、被災建築物応急危険度判定の実施について検討しているところです。

つきましては、判定を実施する場合は貴会の協力を得たいと思っており、追って協力要請することが考えられますので、連絡いたします。

発信者 担当課・係名 住宅政策課 建築指導室 建築指導担当

担当者 : _____

TEL : _____

FAX : _____

鳥 取 県 知 事 様

市 町 村 長

支 援 要 請 書

下記の理由により、地震被災建築物応急危険度判定の実施を決定しましたので、支援を要請します。

記

1 支援を要請する理由

_____市（町・村）に震度_____の地震発生

2 支援要請の内容

- (1) 応急危険度判定士の派遣
- (2) 判定資機材の提供

3 被害の概要

(1) 住家被害 (月 日 時現在)

.....
.....

(2) その他特記事項

.....
.....

4 連絡先

担当課（室）名 _____

担当者名 _____

電話番号（NTT） _____（直）

行政無線番号 _____

ファクシミリ番号 _____

第 号
令和 年 月 日

一般社団法人鳥取県建築士会長 様

鳥取県地震被災建築物応急危険度判定支援本部長
(鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課長)

協 力 要 請 書

鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士の召集に関する協定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 協力を要請する理由

_____市(町・村)を中心に震度_____の地震発生
_____市(町・村)他_____市(町・村)では、応急危険度判定を実施することになりましたので、応急危険度判定士の召集について協力を要請します。

2 協力要請の内容

別途協議による。

3 連絡先

担当課 住宅政策課 建築指導室 建築指導担当

担当者名 _____

電話番号 0857-26-7697

ファクシミリ番号 0857-26-8113

被災建築物応急危険度判定連絡用紙

FAX送信票

令和 年 月 日
午前・午後 時 分

一般社団法人鳥取県建築士事務所協会長
一般社団法人鳥取県建設業協会長
一般社団法人鳥取県建築技能近代化協会長 } 様

鳥取県地震被災建築物応急危険度判定支援本部長
(鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課長)

地震による建築物の被害状況について (第二報)

月 日に発生した地震により、鳥取県 市(町・村)を中心とした地域で建築物に甚大な被害が見られ、 市(町・村)他 市(町・村)では、被災建築物応急危険度判定を実施することになりました。

つきましては、貴会所属の応急危険度判定士の召集に関して、一般社団法人鳥取県建築士会から協力の要請が行われますのでよろしくお願ひします。

発信者 担当課 住宅政策課 建築指導室 建築指導担当

担当者 : _____

TEL : _____

FAX : _____

被災建築物応急危険度判定連絡用紙

FAX送信票

令和 年 月 日
午前・午後 時 分

鳥取県地震被災建築物応急危険度判定支援本部長 様
(鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課長)

一般社団法人鳥取県建築士会長

参加可能判定士名簿について (送付)

令和 年 月 日付建第 号で協力要請のあったこのことについて、別紙のとおり送付します。

発信者 職・氏名 : _____

T E L : _____

F A X : _____

その他・連絡事項等

別紙

参加可能判定士名簿

令和 年 月 日
NO /

受付 番号	氏 名	年 齢	登 録 番 号	判 定 経 験	参加 可能日	土地勘	所属名称	備 考
1				ありなし		ありなし		
2				ありなし		ありなし		
3				ありなし		ありなし		
4				ありなし		ありなし		
5				ありなし		ありなし		
6				ありなし		ありなし		
7				ありなし		ありなし		
8				ありなし		ありなし		
9				ありなし		ありなし		
10				ありなし		ありなし		
11				ありなし		ありなし		
12				ありなし		ありなし		
13				ありなし		ありなし		
14				ありなし		ありなし		
15				ありなし		ありなし		
16				ありなし		ありなし		
17				ありなし		ありなし		
18				ありなし		ありなし		
19				ありなし		ありなし		
20				ありなし		ありなし		
21				ありなし		ありなし		
22				ありなし		ありなし		
23				ありなし		ありなし		
24				ありなし		ありなし		
25				ありなし		ありなし		
26				ありなし		ありなし		
27				ありなし		ありなし		
28				ありなし		ありなし		
29				ありなし		ありなし		
30				ありなし		ありなし		

被災建築物応急危険度判定連絡用紙

FAX送信票

令和 年 月 日
午前・午後 時 分

鳥取県地震被災建築物応急危険度判定支援支部長 様
(鳥取県 総合事務所環境建築局建築住宅課長 (東部建築住宅事務所長))

市 (町・村) 地震被災建築物応急危険度判定実施本部長
(市 (町・村) 課 (室) 長)

応急危険度判定実施依頼一覧表について (送付)

このことについて、別紙のとおり送付しますので、よろしく申し上げます。

発信者 職・氏名 : _____

T E L : _____

F A X : _____

その他・連絡事項等

地震被災建築物応急危険度判定連絡用紙

応急危険度判定実施依頼要請一覧表

市町村名	
日 時	月 日 時

NO. _____

区 分	所 在 地	所 有 者 等	電 話 番 号	地 図 建 物 番 号	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

(実施本部→支援支部)

【記載注意】

(1) 所在地欄

- ・出来るだけ、地区、集落等ごとにまとめて記載すること。

(2) 地図建物番号欄

- ・住宅地図（ゼンリン）の「地図番号」と「建物番号」を記載すること。

記載例： 2 - ⑤ ← 建物番号
↑ 地図番号

※報告等 ・当日受付分を整理し、**18時（午後6時）**までに支援支部へFAXすること。
 但し、急を要する場合は、その都度FAXすること。

地震被災建築物応急危険度判定連絡用紙

FAX送信票

令和 年 月 日
午前・午後 時 分

市（町・村）地震被災建築物応急危険度判定実施本部長 様
（ 市（町・村） 課（室）長）

鳥取県地震被災建築物応急危険度判定支援本部長
（鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課長）

支 援 実 施 計 画 書

令和 年 月 日付第 号で支援要請のあった地震被災建築物応急危険度判定の実施について、下記のとおり支援することが可能ですので報告します。

記

1 支援の内容

- （1）応急危険度判定士の派遣
- （2）判定資機材の提供

2 実施計画

別紙のとおり

上記 1 について、被害状況及び派遣可能判定士数等を考慮し、派遣判定士数、派遣期間を調整しながら実施します。

3 連絡先

担当課名 住宅政策課 建築指導室 建築指導担当
担当者名 _____
電話番号（NTT） （代） _____ （直） _____
行政無線番号 _____
ファクシミリ番号 _____

応急危険度判定士 支援実施計画

令和 年 月 日
NO /

市町村名		調査班数、人員							計
		/	/	/	/	/	/	/	
市	班数								
	人員								
市	班数								
	人員								
郡	町	班数							
		人員							
	町	班数							
		人員							
	町	班数							
		人員							
村	班数								
	人員								
郡	町	班数							
		人員							
	町	班数							
		人員							
	町	班数							
		人員							
町	班数								
	人員								
郡	町	班数							
		人員							
	町	班数							
待機班	班数								
	人員								
合計	班数								
	人員								

地震被災建築物応急危険度判定連絡用紙

FAX送信票

令和 年 月 日
午前・午後 時 分

市（町・村）地震被災建築物応急危険度判定実施本部長 様
（ 市（町・村） 課（室）長）

鳥取県地震被災建築物応急危険度判定支援支部長
（鳥取県 総合事務所環境建築局建築住宅課長（東部建築住宅事務所長））

応急危険度判定の実施結果について（送付）

月 日に貴 市（町・村）において実施した応急危険度判定の結果
は、別紙のとおりでした。

発信者 担当課： 鳥取県 総合事務所環境建築局建築住宅課（東
部建築住宅事務所）

担当者： _____

TEL： _____

FAX： _____

被災建築物応急危険度判定 実施結果

1 調査日時 月 日 ()

2 調査対象市町村

3 調査件数集計結果

判 定 結 果 件 数			調 査 件 数
危 険	要 注 意	調 査 済	総 合 計

4 特に報告を必要とする事項

(1) 調査建物の内, 特に注意を必要とする建築物等について

(2) 市町村、住民への要望、申し入れ事項 有 無
 有の場合 内容 (出来るだけ具体的に記述)

(3) 住民よりの要望、申し入れ事項 有 無
 有の場合 内容 (出来るだけ具体的に記述)

5 その他

参 考

住民への事前周知 広報掲載（例）

大地震発生 「被災建築物応急危険度判定」とは

不幸にして大きな地震が発生した場合、被災した建物がその後の余震により倒壊したり物が落下して、人命に危険をおよぼす恐れがあります。そのため、被災後すぐに、市町村は被害状況を把握して、被災した建築物の危険度の判定を実施することが必要であると判断したときは、知事が認めた民間の建築技術者等の協力を得て、被災建物の調査を行い、その建物が使用できるか否かを応急的に判定し、人命にかかわる二次的災害を防止するためのものです。

そして調査の結果は、「危険」・「要注意」・「調査済」の三種類のステッカーで、建物の出入口等の見易い場所に表示し、居住しておられる方はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建物の危険性について情報提供するものです。

なお、この調査は「り災証明」のためや「被災建物の恒久的使用の可否」を判定するなどの目的で行うものではありません。

お問い合わせ先 ○○市（町村）○○課（室）
電話：○○－○○○○

応急危険度判定実施の広報（防災無線）（例）

○○市（町村）災害対策本部から応急危険度判定の実施のお知らせをします。

○○市（町村）災害対策本部では、このたびの地震より皆さんが住んでおられる住宅等にかかなりの被害が生じているのではないかと考えております。

このため、○○市（町村）では、現在お住まいの住宅等が今後予想される余震等に対して安全であるかどうかを、皆さまからの申し出により調査することにしました。

この調査は、申し出のあった建物について、県に登録された応急危険度判定士が被害の調査を行い、その建物が使用できるかどうかを応急的に判定するものです。

調査を希望される方は、○○市（町村）○○課（室）電話○○－○○○○番へ連絡してください。

なお、この調査は無料です。

また「り災証明」発行のための被害調査ではありません。

標準判定資機材一覧表

区分	判定資機材	準備者			備考
		県 (支援支部)	市町村 (実施本部)	判定士	
A	登録証			○	
	腕章	△		○	判定士には登録時に渡してある。
	判定調査表	○			
	判定ステッカー	○			
	判定マニュアル	△		○	判定士には登録時に渡してある。
	ヘルメット用シール	△		○	〃
	ヘルメット			○	
	住宅地図（ゼンリン）	○	○		調査開始前に県で準備して渡し、役場で詳細なものを渡す。
	筆記用具	○			
	下げ降り	△		○	判定士には登録時に渡してある。
	クラックスケール	△		○	〃
	ハンマー	△		○	〃
	ガムテープ	○			
	軍手	△		○	
	安全靴			○	
	雨具（ビニール合羽）※			○	
	防寒具（ジャンパー、ミカド）※	△		○	使い捨てカイロは県で準備
	バインダーあるいは画板	○			
	ポケットカメラ	○			
	コンバックス	△		○	
	携帯電話			○	
	制度説明用パンフレット	○			
B	マスク※			○	
	水筒※			○	
	ナップサック			○	
C	双眼鏡			○	
	コンパス			○	
	ホイッスル			○	
	ペンライト			○	

注) 区分 A：応急危険度判定時に最低必要なもの。

B：判定時にあったほうがよいもの。

C：判定時にできればあると便利なもの。

※印は、状況によって必要ない場合もある。

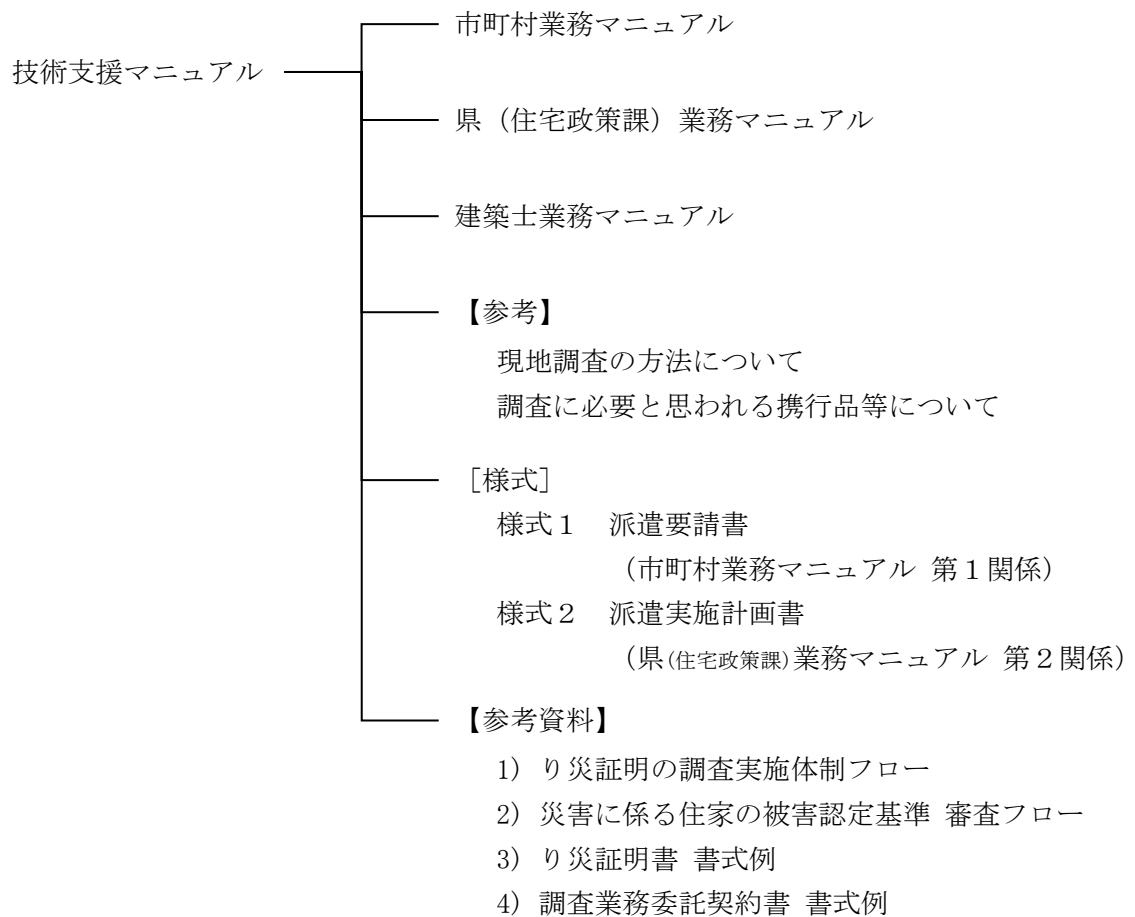
△印は、不足分補充のため準備する。

Ⅱ 「り災証明書発行に係る住家の被害認定業務」

技術支援マニュアル

【目的】

このマニュアルは、地震発生後において、住家の被害認定業務に係る被災建築物の現地調査を派遣建築士の技術支援を受けて行う場合、市町村、県（住宅政策課）、派遣建築士それぞれの業務基準を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。



◆ 市町村の主な業務

- ① 県への派遣要請
- ② 派遣建築士への情報提供
- ③ 委託契約の締結

第1 県への派遣要請

- 1 市町村の被害認定業務の所管課長（以下「所管課長」という）は、地震により被害を受けた住家の調査を行う民間建築士（以下「建築士」という）の派遣を必要とするときは、県の住宅政策課長に派遣要請を行う。
- 2 市町村の所管課長は、次の建築士派遣計画を作成して県の住宅政策課長へ速やかに連絡をする。

市町村ごとに作成する建築士派遣計画

- ① 建築士派遣の日時
- ② 必要な派遣建築士の人数

第2 準拠する基準

地震により被害を受けた住家の調査、認定は「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官通知）に基づき、市町村が実施する。

第3 派遣建築士への情報提供

市町村の所管課長は、建築士に対し、被災地情報（火災発生地区、被災者の情報等）その他調査活動に関して注意すべき情報等を提供する。

第4 調査の終了

市町村の所管課長は、建築士の支援を受ける調査業務を終了するときは、事前にその旨を県の住宅政策課長に連絡する。

第5 委託契約の締結

市町村は、建築士の派遣に関して、一般社団法人鳥取県建築士事務所協会（以下「事務所協会」という）と委託契約を締結する。

- ◆ 県（住宅政策課）の主な業務
- ① 建築士の派遣要請
 - ② 派遣計画の作成及び連絡
 - ③ 市町村及び事務所協会との連絡、調整

第1 建築士の派遣要請

県の住宅政策課長は、市町村の所管課長から建築士の派遣要請があった場合、事務所協会長に対して建築士の派遣を要請する。

第2 派遣計画の作成

- 1 県は、各市町村からの要請内容を考慮して、事務所協会と調整しつつ派遣計画を作成する。
- 2 県は、各市町村からの実施状況報告等により、必要に応じて派遣計画の見直しをする。
- 3 県は、派遣計画を作成したとき若しくは見直したときは、市町村及び事務所協会に速やかに報告する。

第3 派遣計画の内容

派遣計画は、市町村ごとに次の内容により作成する。

- ① 建築士派遣の日時
- ② 必要な派遣建築士の人数

第4 派遣の終了

県の住宅政策課長は、建築士の支援を受けて行う調査業務を全て終了したときは、速やかにその旨を事務所協会長に報告する。

◆ 建築士の主な業務

- ① 被災建築物の現地調査
- ② 現地調査等に関する技術的アドバイス

第1 調査業務の心得

- 1 建築士は、市町村が行う被災建築物の現地調査を誠実に補助する。
- 2 調査は、市町村職員に随行して行い、技術的アドバイス等を求められれば所見を述べる。

第2 建築士の参集

- 1 県の派遣要請に基づき、事務所協会から参集要請の連絡を受けた場合は、参集日時、調査等の従事期間及び参集場所の確認を行う。
- 2 建築士は参集場所に到着後、各市町村から調査内容の説明を受ける。
- 3 建築士は、参集場所到着後は各市町村の指揮下にはいる。

第3 持参する判定資機材等

建築士は、調査活動に必要な判定資機材を持参する。

- | | | | |
|--------|-----------------|------|---------------|
| ・ヘルメット | ・軍手 | ・安全靴 | ・下げ振り等(傾斜測定用) |
| ・携帯電話 | ・巻尺 | ・電卓 | ・懐中電灯(予備電池) |
| ・メモ用紙 | ・筆記用具(鉛筆、蛍光ペン等) | | |

第4 調査の実施

- 1 調査は、市町村職員を補助して行い、技術的アドバイス等を求められれば所見を述べる。
- 2 調査結果については、随時建物ごとに調査内容を記録する。
- 3 調査は、迅速かつ誠実に行い、被災地の住民に対し誠意をもって対応する。
- 4 現地調査中及び移動中は、危険に注意し、危険な場所に近づかない等、無理な行動はしない。

第5 住民対応及びマスコミ対応

- 1 現地調査中等に、建物所有者(又は居住者)に対して、調査結果を示唆するような言動は慎む。
- 2 マスコミ等との対応については、市町村職員に対応してもらう。

第6 調査の終了

- 1 現地調査終了後、各市町村役場で調査内容を報告し、その内容について技術的アドバイス等を求められれば所見を述べて調査を終了する。

【参考】

◆ 現地調査の方法について

- ・現地調査は派遣建築士の協力を得て、市町村職員が主体となって実施する

1 現地調査の内容

① 写真の撮影

外観の撮影

ア 建物全体（屋根から地盤まで入ったもの）

イ 部分（損傷が起きている部分の拡大）

② 建物所有者からの聞き取り

建物所有者が現地にいる場合は、被害について聞き取りを行う。

り災証明申請に係る建物所有者の意向（全壊、半壊、一部破損）を確認する必要がある場合は、その意向を確認する。

2 現地調査中等に、建物所有者（又は居住者）に対して、調査結果を示唆するような言動は慎む。

3 現地調査中及び移動中は、危険に注意し、危険な場所に近づかない等、無理な行動はしない。

4 調査結果については、随時建物ごとに調査内容を記録して保存する。

◆ 市町村で準備することが必要（職員用として）と思われる携行品等について

- | | | | |
|--------------------|-----|--------------------|--------|
| ・ヘルメット | ・軍手 | ・安全靴 | ・住宅地図 |
| ・メモ用紙 | ・巻尺 | ・電卓 | ・身分証明書 |
| ・懐中電灯（予備電池） | | ・筆記用具（鉛筆、蛍光ペン等） | |
| ・カメラ（インスタント、デジタル等） | | ・携帯電話・下げ振り等（傾斜測定用） | |

第 号
令和 年 月 日

鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課長 様

市町村(被害認定) 所管課長

派遣要請書

下記の理由により、建築士の派遣を要請します。

記

1 派遣を要請する理由

_____地震発生により、被害を受けた住家の被害認定業務に係る被災建築物の現地調査を実施するため

2 派遣要請の内容

民間建築士の派遣

3 被害の概要

(1)住家被害 (月 日 時現在)

全	壊	半	壊	一	部	破	損
	棟		棟				棟

(2)り災証明書 申請件数 件 (月 日 時現在)

(3)その他特記事項

4 連絡先

担当課(室)名 _____

担当者名 _____

電話番号(NTT) _____ (直)

行政無線番号 _____

ファクシミリ番号 _____

住家の被害認定業務に係る
被災建築物の現地調査 連絡用紙

FAX送信票

令和 年 月 日
午前・午後 時 分

市町村(被害認定)所管課長 様
(市(町・村) 課(室)長)

鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課長

派 遣 実 施 計 画 書

令和 年 月 日付第 号で派遣要請のあった住家の被害認定業務に係る被災建築物の現地調査の実施について、下記のとおり派遣しますので報告します。

記

1 派遣の内容

(1) 民間建築士の派遣

2 実施計画

別紙のとおり

上記1について、被害状況及び派遣可能建築士数等を考慮し、派遣建築士数、派遣期間を調整しながら実施します。

3 連絡先

担当課名 住宅政策課 建築指導室 建築指導担当

担当者名 _____

電話番号 (NTT) (代) _____ (直) _____

行政無線番号 _____

ファクシミリ番号 _____

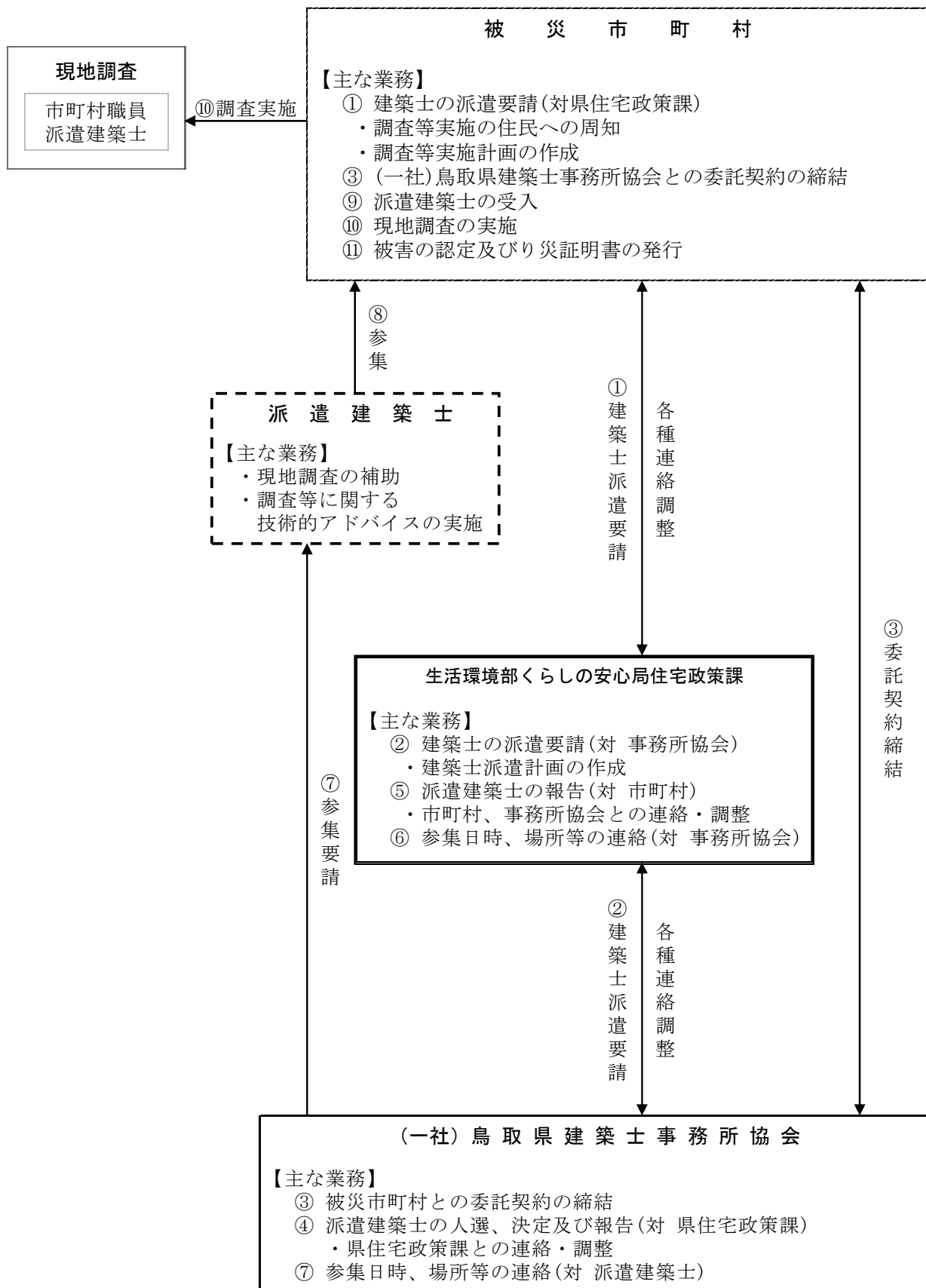
別紙

民間建築士 派遣実施計画 (月 日～ 月 日)

令和 年 月 日

市町村名		調査班数、人員						計
		月/日	月/日	月/日	月/日	月/日	月/日	
	市							
	市							
郡	町							
	町							
	町							
	村							
郡	町							
	町							
	町							
	町							
郡	町							
	町							
	町							
合計								

り災証明の調査実施体制フロー



「災害に係る住家の被害認定基準」 審査フロー

全壊 住家全部が倒壊、焼失等したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には

- 1) 住家の損壊等した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの。
- 2) 住家の主要な構成要素の経済的被害を傾斜も含めて住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

大規模半壊 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には

- 1) 損壊部分が、その住家の延面積の50%以上70%未満のもの。
- 2) 住家の主要な構成要素の経済的被害を傾斜も含めて住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。

半壊 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には

- 1) 損壊部分が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの。
- 2) 住家の主要な構成要素の経済的被害を傾斜も含めて住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

1) 第1次調査

外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部分に限る）ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。

2) 第2次調査

第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。第2次調査は、外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素毎の損傷程度等の目視による把握を行う。

なお、第2次調査は、原則として申請者の立会いを必要とする。

また、第2次調査は、原則として内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とする。

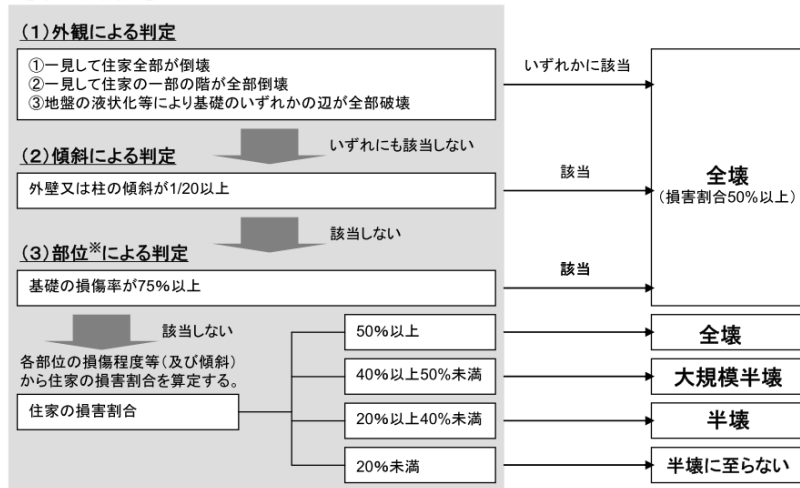
3) その他（被災建築物応急危険度判定との連携）

外観による判定において、応急危険度判定で次のア又はイに該当するところにより「一見して危険」と判定された住家については、この判定結果を参考として、全壊の被害認定を行う場合もある。

- ア. 建築物全体又は一部の崩壊・落階
- イ. 建築物全体又は一部の著しい傾斜

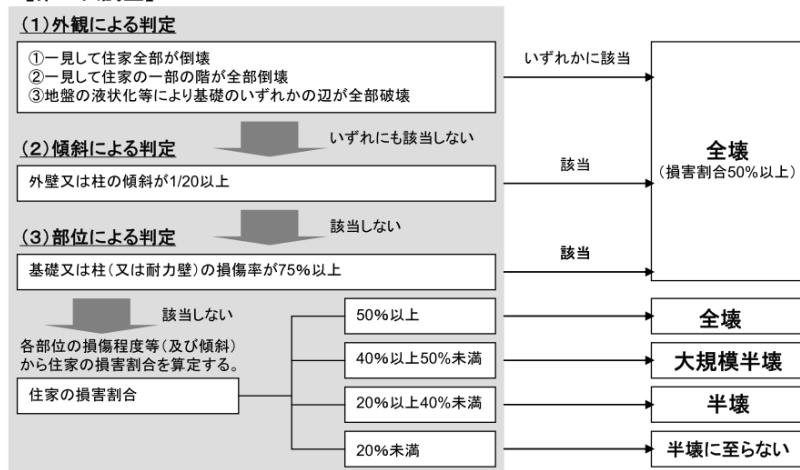
<被害認定フロー（地震による被害 木造・プレハブ）>

【第1次調査】



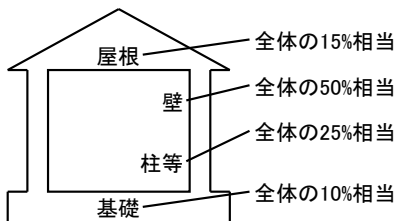
被災者から申請があった場合 ※第1次調査における判定の対象となる部位は、屋根、壁(外壁)及び基礎とする。

【第2次調査】



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施



【注】

傾斜 = 住家1階の外壁又は柱の四隅計測結果の単純平均
 損害割合 = 各部位の損傷率(各部位の被害程度) × 各部位の構成比
 損傷率 = $\frac{\text{各部位の損傷面積}}{\text{各部位の全面積}} (\%) \times \text{各部分の損傷程度}$

《例》 現地調査の結果、屋根部分が50%、柱等部分が20%、壁(外壁)部分が30%、基礎部分が30%の損傷で、傾斜なしと確認された場合

区分	構成比(a)	損傷率(b)	損害割合(a×b)
屋根部分	15%	50%	7.5%
柱等部分	25%	20%	5%
壁(外壁)部分	50%	30%	15%
基礎部分	10%	30%	3%
合計	100%	—	30.5%

半壊判定

【参考資料3】

【表面】

り 災 証 明 書

※太線の中を記入して下さい。

申請者	住 所							
							電話 () -	
本人確認できるものを提示してください	(現在の連絡先)							
							電話 () -	
	(フリガナ)							
	氏 名						印	
り災世帯の 構成員 (生計同一 で別居の学 生等含む)	氏 名	続柄	性別	生年月日	氏 名	続柄	性別	生年月日
		世帯主	男 女				男 女	
			男 女				男 女	
			男 女				男 女	
	市 (町村) 番地							
	(アパート等の名称:)				(マンション等の名称:)			
<input type="checkbox"/> 持 屋		<input type="checkbox"/> 借 家 (所有者名:)		<input type="checkbox"/> 貸 家		<input type="checkbox"/> 住 宅		<input type="checkbox"/> 非住宅

り災程度	<input type="checkbox"/> 全 壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半 壊 <input type="checkbox"/> 一部破損	損害割合
り災原因	令和〇〇年〇〇月〇〇日発生した、〇〇〇〇地震による。	%

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

市 (町村) 長

印

【裏面】

【り災証明書について】

- ◆ この証明書は、災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に市町村長が確認できる程度の被害について証明するものです。
 - ・ 民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- ◆ 「り災程度」は「家屋」を対象として、一棟ごとに母家（離れも含む※）で判定します。
 - ※ 別の世帯が「離れ」も生活の場としている場合
 - ・ 家屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外構はこの証明の対象となりません
- ◆ 集合住宅等の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「り災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- ◆ 「り災程度」は家屋を、屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。
 - ・ 表面に現れない被害（例：地中の杭の折損、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等）がある場合には、この証明の「り災程度」と異なることもあります。
- ◆ この証明は、災害発生後おおむね1ヶ月以内の状況をもとに判定しています。
- ◆ この証明は、原則として1世帯1枚の発行となりますので、大切に保管してください。

被害状況調書

<p>連絡先 (証明書と変わらなければ同左でよい)</p>	
<p>被害状況</p>	<p>屋根</p> <p>壁</p> <p>柱</p> <p>その他</p>
<p>建替意向</p>	<p>① 建替える</p> <p>② 壊して建替えしない</p> <p>③ 改修する</p> <p>④ 未定</p>

令和〇〇年〇〇〇〇地震被災建築物損害割合判定調査業務委託契約書

委託者〇〇〇（以下「甲」という。）と受託者一般社団法人鳥取県建築士事務所協会（以下「乙」という。）とは、〇〇〇〇〇地震により被災した建築物所有者に発行するり災証明に係る被害家屋損害割合判定調査（以下「判定調査」という。）に関する業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、判定調査に関する業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託業務の処理）

第2条 乙は、別紙業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に従って前条の業務（以下「委託業務」という。）を処理しなければならない。

2 甲は、乙の委託業務の処理について指導し、及び監督するものとする。この場合において、乙は、これに従わなければならない。

（委託期間）

第3条 委託業務を処理する期間（以下「委託期間」という。）は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

（委託料）

第4条 甲は、乙に対して委託業務の処理に要する経費（以下「委託料」という。）として、委託業務に要する建築士等の派遣について、1日1人あたり金〇〇、〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇、〇〇〇円）を支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、これを免除する。

（実績報告書及び検査）

第6条 乙は、委託業務終了後、遅滞なく実績報告書（別紙様式）を甲に提出し、甲の検査を受けなければならない。

（委託料の支払）

第7条 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に当該請求に係る委託料を甲の定める方法により乙に支払うものとする。

（遅延利息）

第8条 乙は、委託期間内に委託業務を完了しなかったときには、遅滞した委託業務に係る委託料に対し、年2.9パーセントの率により計算した額を、遅延利息として甲に支払わなければならない。

ない。ただし、乙がその責めに帰す事ができない理由により、委託期間内に業務を完了することができない場合においてはこの限りでない

(機密の保持)

第9条 乙は、この契約の履行上知り得た一切の事項を第三者に漏らしてはならない。この契約の終了後も、同様とする。

(権利義務の譲渡の禁止等)

第10条 乙は、この契約によって生ずる乙の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第11条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくこの契約を完全に履行しないとき、又はこの契約に違反したときは、いつでもその全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除された者は、当該解除により損害を受けることがあっても、その賠償を相手方に請求することができない。

(損害賠償)

第12条 乙は、委託業務の処理に関して甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その原因が甲の責めに帰すべき理由によるとき、又は甲が乙の責めに帰することが適当でないと認めたときはこの限りでない。

第13条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙協議して定める。
この契約の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙

委 託 業 務 仕 様 書

- 1 委託業務名 令和〇〇年〇〇〇〇地震被災建築物損害割合
判定調査業務
- 2 業務箇所 〇〇市全域
- 3 業務内容 令和〇〇年〇〇〇〇地震による被害建物の損害割合等について、現
地調査をする。
 - ① 調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府政策統括官
通知 平成13年6月28日付府政防第518号）に基づき実施すること。
 - ② 当日の調査結果は、その都度甲に提出して、甲の確認を受けること。
 - ③ 調査結果提出時には、甲にその内容を報告し、甲より技術的アドバイス等
を求められれば所見を述べる。

別紙様式（第6条関係）

被災建築物損害割合判定調査 実績報告書（ 月分）

月 日	調査員数	調 査 員 氏 名		調査件数
	人			件

Ⅲ 住宅相談業務マニュアル

Ⅲ 住宅相談業務マニュアル

第1 目的

このマニュアルは、地震により被害を受けた住宅（付属建物を含む。以下同じ。）に関する住民からの各種相談に応じ、必要な助言、情報提供等を行うことにより早期かつ的確な復旧・復興に資することを目的とする。

第2 相談窓口の設置

- 1 市町村は、地震による住宅の被害状況により、必要があると判断したときは、市町村職員、建築技術者その他必要な者で構成する相談窓口を設置する。
- 2 相談窓口を設置したときは、住民に対してその旨の周知を図る。

第3 業務の内容

- (1) 住宅の応急措置に係る技術的な助言に関すること。
- (2) 住宅の補修、補強等工事の工法の助言に関すること。
- (3) 住宅の改築、新築等の恒久的な対策の助言に関すること。
- (4) 住宅資金に係る融資制度に関すること。

第4 実施計画の作成

- 1 市町村の住宅相談業務の所管課（室）長（以下「所管課長」という。）は、県の住宅政策課長と協議し、次の内容による実施計画を作成し、速やかに県の住宅政策課長に報告する。
 - ① 相談窓口責任者
 - ② 設置場所
 - ③ 設置期間又は日及び時間
 - ④ 相談員の構成
- 2 所管課長は、実施計画を変更するときは、予め県の住宅政策課と協議するとともに、変更実施計画を速やかに県の住宅政策課長に報告する。

第5 県への支援要請

所管課長は、市町村で相談員の確保が不可能なときは、県の住宅政策課長に対し、相談員の派遣を要請することができる。

第6 相談員の派遣要請

- 1 県の住宅政策課長は、第5による支援の要請があったときは、その内容により必要な場合は要請先と協議し、次により相談員の派遣を要請する。
 - ① 派遣要請先等

要 請 先	要 請 の 内 容	要 請 担 当 課
(一社) 鳥取県建設業協会	建築技術者の派遣	住宅政策課
(一社) 鳥取県建築技能近代化協会		
金融機関等	住宅資金担当者の派遣	住宅政策課

- ② 派遣期間等
 - ア 派遣期間又は日及び時間
 - イ 派遣人員

- 2 県の住宅政策課長は、派遣要請先に対し、要請の内容に基づき検討の上、派遣可能相談員の所属・氏名の速やかな報告を要請する。

第7 支援実施計画の作成

県の住宅政策課長は、第6の報告を基に、市町村ごとに次の内容による支援実施計画を作成するとともに、所管課長及び派遣要請先に報告する。

- ① 派遣期間又は日及び時間
- ② 派遣相談員の氏名

第8 相談の実施

相談員は、被災された相談者の心情を十分に理解し、懇切・丁寧に対応すること。

- ① 派遣相談員は、派遣先の所管課長の指揮下にはいる。
- ② 相談に当たっては、市町村職員を中心に関係部署と十分な連携を図りながら対応すること。
- ③ 不明確な事項等については、連絡先を聞き取りの上、後ほど回答すること。
- ④ 特に緊急を要する事項又は重要な事項については、速やかに所管課長等に報告し、指示を受けること。

第9 実施記録及び結果報告

- 1 相談員は、相談者の氏名、相談内容、相談に対する回答・助言等を記録し、相談窓口責任者に提出する。
- 2 相談窓口責任者は、相談記録を取りまとめ所管課長に提出する。
- 3 所管課長は、日毎の実施結果を県の住宅政策課長に報告する。

第10 業務の終了

- 1 所管課長は、業務を終了するときは、その旨を予め県の住宅政策課長に連絡することとし、終了後速やかに実施結果の集計を県の住宅政策課長に報告する。
- 2 県の住宅政策課長は、派遣要請先に業務の終了を連絡する。

参考書式

〇 〇 市（町・村）住宅相談
実 施 計 画 書

令和 年 月 日作成

所管課（室）名			
責任者氏名			
設置場所			
設置期間	月 日 から 月 日 まで （ 日間）		
設置日			（ 日間）
	月 日から 月 日までの 曜日 （ 日間）		
開設時間	午前・午後	時から 午前・午後 時まで	
相談員の構成	職 員	名	
	建築技術者	名	
	資金担当者	名	
	そ の 他	名	
県に支援を要請する相談員	建築技術者	一日当たり	名（延べ 名）
	資金担当者	一日当たり	名（延べ 名）
特記事項			

参考書式

住 宅 相 談 票

受 付	令和 年 月 日	整 理 番 号
[相談者住所氏名]		[相談員氏名]
[相談内容]		[回答・助言]
[備考]		
[再度、連絡が必要な場合の連絡先]		

参考書式

住 宅 相 談 集 計 表

令和 年 月 日 NO.

整理番号	相談者氏名	相談内容要旨	回答・助言要旨	備 考

IV 關係資料

鳥取県建築物防災・復旧対策協議会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、鳥取県建築物防災・復旧対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地震による建築物の防災・復旧対策を的確に実施するため、県、市町村及び建築関係団体が相互に連携を図りながら、相互支援等に関して事前に調整を行い、防災・復旧実施体制の整備を行うことにより、県民生活の安全に資することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 建築物の耐震対策の促進に関すること。
- (2) 被災建築物応急危険度判定の実施体制の整備に関すること。
- (3) 住宅相談の実施体制の整備に関すること。
- (4) り災証明の技術支援の実施体制の整備に関すること。
- (5) 防災関連部局との連絡及び調整に関すること。
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 協議会は、県、市町村及び会の目的に賛同し、会の承認を得て入会した県内建築関係団体の別表に掲げる職にある者（以下「委員」という。）で構成する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置き、委員の互選により定める。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 2人
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 役員任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は必要に応じて、委員以外の者であって、議事の内容に関係のあるものを会議に出席させることができる。

(部会)

第7条 協議会は、協議会の運営及び事業の遂行のため、部会を置くことができる。

- 2 部会の設置及び構成員等の選任は、会長がこれを行う。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

別表

区 分	委 員	区 分	委 員
鳥 取 市	建築指導課長	一般社団法人鳥取県建築士会	会 長
倉 吉 市	建築住宅課長		
米 子 市	建築相談課長	一般社団法人鳥取県建築士事務所協会	会 長
境 港 市	都市整備課長		
岩 美 町	総務課長	一般財団法人鳥取県建築住宅検査センター	理事長
若 桜 町	総務課長		
智 頭 町	地域整備課	一般社団法人鳥取県設備設計事務所協会	会 長
八 頭 町	総務課防災室長		
三 朝 町	建設水道課長	一般社団法人鳥取県建築技能近代化協会	会 長
湯梨浜町	建設水道課長		
琴 浦 町	建設住宅課長	一般社団法人日本建築構造技術者協会	中国支部鳥取地区幹事
北 栄 町	総務課長		
日吉津村	総務課長	鳥取県木造住宅推進協議会	会長
大 山 町	総務課長		
南 部 町	防災監		
伯 耆 町	地域整備課長		
日 南 町	防 災 監		
日 野 町	産業振興課長		
江 府 町	総務課長		
鳥 取 県	危機管理政策課長		
	技術企画課長		
	住宅政策課長		
	東部建築住宅事務所長		
	中部総合事務所環境 建築局建築住宅課長		
	西部総合事務所環境 建築局建築住宅課長		

鳥取県地震被災建築物応急危険度判定要綱

第1 目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、地震被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各項に定めるところによる。

- 1 地震被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）
余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。
- 2 応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）
判定を実施するために市町村災害対策本部の下に設置される組織をいう。
- 3 応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）
市町村が実施する判定を支援するため、県災害対策本部の下に設置される組織をいう。
- 4 応急危険度判定支援支部（以下「支援支部」という。）
市町村が実施する判定を支援するため、支援本部の下に被災地に近接する総合事務所及び東部建築住宅事務所に設置される組織をいう。
- 5 応急危険度判定士（以下「判定士」という。）
第1号の判定業務に従事する者として、鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき知事の認定を受け、登録した者及び他県からの応援者をいう。
- 6 応急危険度判定コーディネーター（以下「判定コーディネーター」という。）
判定の実施に当たり、支援支部と参加した判定士との連絡調整にあたる行政職員をいう。

第3 震前対策

- 1 知事は、市町村長が地域防災計画を踏まえて震前に計画する判定に関する事項について予め定める場合は、必要な助言をすることができる。
- 2 県は、判定士及び判定コーディネーター（以下「判定士等」という。）の養成を行うものとする。
- 3 県は、所定の判定資機材を備蓄するものとする。
- 4 市町村は実施本部の体制について、また、県は支援本部及び支援支部の体制について、予め整備しておくものとする。
- 5 県及び市町村は、建築関係団体等の協力を得て、判定に関する講習会の開催、訓練等の実施に努めるものとする。

第4 判定の実施

- 1 市町村災害対策本部長は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、判定の実施を決定し、直ちに実施本部の設置その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市町村長は、判定の実施のための支援を知事に要請することができる。
- 3 知事は、市町村長から支援の要請があったときは、支援本部を設置し必要な支援を行うものとする。

- 4 県は、市町村の実施本部と協議のうえ、建築関係団体等の協力を得て必要な判定士の速やかな確保に努めるものとする。

第5 県と市町村の連絡調整等

- 1 市町村長は、実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに報告するものとする。
- 2 市町村の実施本部長は、知事が支援本部を設置したときは、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整するものとする。

第6 国及び他都道府県に対する支援の要請並びに他都道府県に対する支援等

- 1 知事は、被害が大規模であること等により、国及び他の都道府県の支援を受け入れる必要があると判断した場合は、国土交通大臣及び他の都道府県知事に対し、必要な支援を要請するものとする。
- 2 知事は、国土交通大臣及び他の都道府県知事から判定に関する支援要請があった場合は、支障がない限り必要な支援に努めるものとする。

第7 その他

- 1 この要綱は、県及び市町村に災害対策本部が設置されることを前提としているが、災害対策本部が未設置の場合であっても、市町村長が判定の実施が必要であると判断し、知事に対して支援を要請したときは、県は必要な支援を行うものとする。
- 2 県及び市町村は、鳥取県建築物防災・復旧対策協議会を通じ相互支援等について事前に調整するとともに情報交換を行い、判定の円滑な実施が図れるよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、被災建築物の危険度の応急的な判定（以下「応急危険度判定」という。）を行う鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）を知事が認定し、登録することに関し、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において「判定士」とは、地震後における被災建築物の応急危険度判定の作業を行うために必要な知識及び経験を有する者として知事が認定し、登録したものをいう。

(判定士の資格)

第3条 判定士の資格は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3の規定による建築施工管理技術検定に合格した者（以下「建築施工管理技士」という。）、又は知事が判定士としての能力を有すると認めた者であること。
- (2) 鳥取県内に居住し、又は勤務する者であること。
- (3) 判定士の養成を目的とした講習（以下「講習」という。）を修了した者であること。

(認定の申請)

第4条 判定士として認定を受けようとする者は、様式第1号による認定申請書を次に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。

- (1) 写真（申請前6月以内に脱帽し無背景で正面から上三分身を写したもので縦3.0cm、横2.5cmのもの。以下同じ）2枚（同一のものに限る）
 - (2) 建築士法第5条第2項に規定する建築士免許証の写し又は建築施工管理技士に係る技術検定合格証明書の写し又は実務経歴書（様式第6号）
- 2 認定の申請は、前条の要件を満たした者でなければ行うことができない。

(判定士の認定)

第5条 判定士の認定は、前条の申請に基づき知事が行うものとする。

- 2 知事は、判定士として認定したときは、判定士認定台帳に登録し、判定士登録証（以下「登録証」という。）を交付する。
- 3 前項による認定の有効期間は、登録した日から5年を経過した日の属する年度の末日までとする。この場合において、有効期間満了までに第10条の届出がない場合は登録の更新の意思があるものとみなし、判定士認定台帳に更新した旨を記載するとともに、登録証を交付するものとする。
- 4 前項の登録証を交付された判定士は、自ら当該登録証に写真を貼り付けるとともに、有効期限の満了した旧登録証を破棄しなければならない。

(講習)

第6条 知事は、講習を実施し、又はあらかじめ指定するものとする。

- 2 講習の主催者は、講習を修了した者を、講習修了者台帳に登録し、受講修了証を交付するものとする。

(判定士の任務)

第7条 判定士は、地方公共団体又は被災建築物の所有者等の依頼により、応急危険度判定を行うものとする。

- 2 判定士は、応急危険度判定の作業中は、常時、登録証を携帯するものとする。

(変更の届出)

第8条 判定士は、認定申請書に記載した事項に変更が生じたときは、様式第2号による変更届を、速やかに知事に届け出なければならない。

2 氏名の変更により届け出るときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 写真1枚

(2) 旧登録証

3 建築士法第4条に規定する免許証又は建築施工管理技士に係る技術検定合格証明書の変更により届け出るときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 建築士法第5条第2項に規定する建築士免許証の写し又は建築施工管理技士に係る技術検定合格証明書の写し

(登録証の再交付)

第9条 判定士は、登録証を紛失し、又は棄損したときは、様式第3号に次に掲げる書類を添付して登録証の再交付を申請しなければならない。

(1) 申請前6月以内に脱帽し無背景で正面から上三分身を写した写真で縦3.0cm、横2.5cmのもの1枚

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に登録証再交付を行うものとする。

(認定の辞退)

第10条 判定士は、認定を辞退しようとするときは、様式第4号による辞退届に登録証を添付して、速やかに知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、判定士認定台帳から抹消するものとする。

(死亡の届出)

第11条 判定士が死亡したときは、その相続人は様式第5号による死亡届に登録証を添付して、速やかに知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、判定士認定台帳から抹消するものとする。

(認定の取消し)

第12条 知事は、判定士が次の各号のいずれかに該当した場合は、判定士の認定を取消し、登録を抹消することができる。この場合、知事は当該判定士にその旨の通知をするものとする。

(1) 第3条第1項第1号又は第2号の要件に適合しなくなったとき

(2) その他知事が不相当として認めたとき

2 前項の通知を受けた判定士は、登録証を知事に返納しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、判定士の認定に関し必要な事項は知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成7年9月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成17年11月22日から施行する。

2 この要綱の施行日以前に登録された判定士については、第5条第3項の規定に基づく登録有効期間は、従前の例による。

付 則

この要綱は、平成27年2月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年8月4日から施行する。

様式第1号

鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士認定申請書

平成 年 月 日

鳥取県知事 様

申請者 ^{フリ}氏 ^{カナ}名

印

電話番号

鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱第4条第1項に基づき、判定士としての認定を申請します。この認定書に記載の事項は、事実と相違ありません。

生年月日	大・昭・平	年	月	日	性別	男・女
建築士免許	免許の種類	一級・二級・木造				
	登録	大臣・都道府県()登録番号()				
建築施工管理技士免許	免許の種類	1級・2級				
	登録	番号()				
連絡先	住所 〒					
	電話					
	携帯電話					
勤務先	電子メール @					
	名称					
	住所 〒					
血液型	電話					
	電子メール @					
	A・B・AB・O ()					

注) 写真裏面に、氏名及び撮影年月日を記入してください。

○添付書類

- (1) 写真2枚 (同一写真 (当該申請書用及び登録証用))
- (2) 建築士免許証の写し、建築施工管理技士免許証の写し
又は実務経歴書 (様式第6号)
- (3) 更新の場合は、旧登録証

写真
(貼付不要)
縦3.0cm×横2.5cm
6月以内、無帽、
正面、上三分身、
カラー

※ 備考欄	※ 認定欄 認定年月日 平成 年 月 日 認定番号 第 号
-------	-------------------------------------

この欄には記入しないでください

様式第2号

鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士認定申請事項変更届

平成 年 月 日

鳥取県知事 様

届出者 登録番号

フリ ガナ
氏 名

印

電話番号

下記のとおり、鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士の認定申請事項に変更がありましたので届け出ます。

変更に係わる事項	変 更 前	変 更 後

○氏名の変更の場合は次の書類が必要です。

- (1) 写真1枚 (縦3.0cm×横2.5cm、無帽、正面、カラー)
- (2) 旧登録証 (紛失した場合を除く。)
- (3) 建築士又は建築施工管理技士免許証の写し (免許証が変更になった場合)

様式第3号

鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士登録証再交付申請書

平成 年 月 日

鳥取県知事 様

申請者 登録番号

フリ ガナ
氏 名

印

電話番号

鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱第9条の規定に基づき、次のとおり登録証の再交付を申請します。

再交付を申請する理由

○添付書類

- (1) 写真1枚 (縦3.0cm×横2.5cm、無帽、正面、カラー)
- (2) 旧登録証 (紛失した場合を除く。)

様式第4号

鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士認定辞退届

平成 年 月 日

鳥取県知事 様

届出者 登録番号

フリ ガナ
氏 名

印

電話番号

鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱第10条の規定に基づき、判定士の認定を辞退します。

辞退する理由

○添付書類

(1) 登録証 (紛失した場合を除く。)

様式第5号

鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士死亡届

平成 年 月 日

鳥取県知事 様

届出者 フリ氏 カナ名 印

続 柄

電話番号

下記の者は、平成 年 月 日死亡いたしましたので、鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱第11条の規定に基づき届け出ます。

登録番号	
(ふりがな)	
判定士氏名	

○添付書類

(1) 登録証 (紛失した場合を除く。)

様式第 6 号

実務経歴書（資格要件を実務経験による場合）

	勤務先（部課名まで）等 所在地（番地まで） 電話番号（現勤務先以外はすべて）	実務内容 コード	地位 職名	在職期間		建築実務の内容 （できるだけ具体的に記入して下さい。）	建築実務 の割合 (b)	実務期間 (a×b)		
				年月～年月	期間(a)			年	か月	
1	勤務先名			・	・	年	か月	%	年	か月
	所在地			・	・	年	か月	%	年	か月
				・	・	年	か月	%	年	か月
				・	・	年	か月	%	年	か月
	電話番号			・	・	年	か月	%	年	か月
2	勤務先名			・	・	年	か月	%	年	か月
	所在地			・	・	年	か月	%	年	か月
				・	・	年	か月	%	年	か月
				・	・	年	か月	%	年	か月
	電話番号			・	・	年	か月	%	年	か月
3	勤務先名			・	・	年	か月	%	年	か月
	所在地			・	・	年	か月	%	年	か月
				・	・	年	か月	%	年	か月
				・	・	年	か月	%	年	か月
	電話番号			・	・	年	か月	%	年	か月
実務期間の合計(上記 1～3 の実務期間の合計を右欄に記入して下さい。)									年	か月

実務経歴書の実務内容コード表

コード 番号	実務内容
1	建築物の設計（建築士法第21条に規定する設計をいう。）に関する実務
2	建築物の工事監理に関する実務【工事監理者の立場の実務】
3	建築工事の指導監督に関する実務 【工事施工者の立場ではなく、建築主の依頼により第三者的立場から指導監督するもの】
4	建築一式工事（建設業法別表第一に掲げる建築一式工事をいう。）の施工の技術上の管理に関する実務【工事施工者の立場の実務】 大工工事（建設業法別表第一に掲げる大工工事をいう。）に関する実務 建築設備（建築基準法第2条第三号に規定する建築設備をいう。）の設置工事の施工の技術上の管理に関する実務【工事施工者の立場の実務】
5	建築基準法第18条の3第1項に規定する確認審査に関する実務 【建築主事又は指定確認検査機関の立場の実務】
6	消防庁又は消防署長が建築基準法第93条第1項の規定によって同意を求められた場合に行う審査に関する実務
7	建築物の耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第1項に規定する耐震診断をいう。）に関する実務
8	<平成20年度以前（法施行日前）の大学院入学者> 所定の大学院の課程での建築に関する研究 <平成21年度以降（法施行日以後）の大学院入学者> 所定の大学院の課程において、インターンシップ科目及びインターンシップ関連科目の単位を修得し、所定の要件を満たすもの
9	官公庁等における営繕業務に関する実務 （上記の1～4、7のいずれかに該当するものに限る。）
99	その他、上記のいずれにも該当しないもの （実務の詳細分かる資料の添付が必要）

（注1）建築士等の補助として当該実務に携わるものを含む。

（注2）「建築実務の経験」には、単なる写図工若しくは労務者としての経験又は単なる庶務、会計その他これらに類する事務に関する経験は含まない。

全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領(抜粋)

(抜 粋)

第1 目的

この要領は、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた全国被災建築物応急危険度判定要綱及び各都道府県が定める被災建築物応急危険度判定要綱に基づき、応急危険度判定等に関する業務に従事する被災建築物応急危険度民間判定士等に関する補償制度の内容及びその手続きを定めることを目的とする。

第2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 判定

全国被災建築物応急危険度判定要綱第2の1に定める判定をいう。

(2) 全国要綱等

全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた全国被災建築物応急危険度判定要綱及び各都道府県が定める被災建築物応急危険度判定要綱をいう。

(5) 民間判定士等

判定活動時に死亡若しくは負傷した場合に公務災害の適用を受けることができる以外の者で、都道府県会員が判定士又は判定コーディネーターとして登録した者をいう。

第3 適用対象

2 この要領の適用の対象となる活動の期間は、次のとおりとする。

(1) 訓練活動に従事するため、民間判定士等が自宅又は職場を離れ、訓練に参加し、自宅若しくは職場に復帰するまでの間とする。ただし、宿泊のため宿泊施設に入ってから行事参加のため宿泊施設を出るまでの間は除く。

(2) 判定活動に従事するため、民間判定士等が自宅又は職場を離れ、判定を行い、自宅又は職場に復帰するまでの間とする。

第4 補償内容

補償の内容は次のとおりとする。

(1) 障害補償額は、死亡時2千万円/人、入院時5千円/人・日、通院時3千円/人・日とする。

(2) 施設賠償額は、1件当たり、対人、対物あわせて1億円を限度とする。

第6 保険契約等に要する経費の負担

都道府県会員は、補償制度当初負担金として金300,000円を全国協議会に拠出する。

2 毎年度、訓練活動又は判定活動に関して、補償制度を適用したことにより生じる必要な経費は当該都道府県会員が補償制度適用負担金としてこれらの活動を実施した管内の地方公共団体等と調整の上、全国協議会に拠出する。

第7 補償制度の適用に関する事務等

この要領による補償制度の適用に関する事務手続きについては次のとおりとする。(3) 地方公共団体は、訓練活動及び判定活動を実施した場合、毎月ごとの参加人数及びその氏名、活動期間等を翌月の20日までに都道府県を經由して文書により、全国協議会に通知するものとする。

- 2 前項第1号により通知を行い訓練活動をした場合及び前項第2号の通知を行わないで、判定活動を実施した場合は、当該地方公共団体を包括する都道府県会員は管内の地方公共団体等との調整の上、第6第2項に基づく負担金を拠出するものとする。

附 則

本要領は平成10年5月11日から施行する。

[参 考]

保険料の額

保険料は、訓練及び判定活動に参加した全ての民間判定士等の人数に対して必要となる。保険金の算定は次の算定式により行われる。

- ① 訓練活動時 名簿に記載された人数×訓練単位

1人につき年間	3,000人以上	73円
	1,000人以上	77円
	500人以上	81円
	50人以上	86円
	1人以上	90円

- ② 判定活動時 (名簿に記載された人数+A) × 1,000円

A: 判定活動を目的に参集する途上についても補償制度の適用対象となるので、集合場所に到着するまでの間に事故等のやむを得ない理由により、集合場所での確認がとれなかった者についても、判定活動への参加が確認された者については人数に加える。

鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士の召集に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震災害時における鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の召集に関し、鳥取県（以下「甲」という。）が、社団法人鳥取県建築士会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「判定士」とは、鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱（平成7年9月1日制定）第2条に定める鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士のうち県及び市町村の職員を除く民間の判定士をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、判定士を召集する際、乙に協力を要請することができる。

2 甲は、前項の規定による要請を文書で行うものとするが、緊急を要するときは、口頭等により要請することができる。この場合においては、後日、改めて要請文書を乙に送付するものとする。

3 乙は、前項の規定による要請があったときは、判定士に対して、甲の要請する内容を速やかに伝えるものとする。

(県への報告)

第4条 乙は、要請に応じることが可能な判定士を取りまとめ、速やかに甲に報告するものとする。

(協力のための準備)

第5条 甲は、判定士の登録者名簿を乙に交付するとともに、新規登録、更新又は登録事項の変更があった場合は、遅滞なくその氏名等を乙に通知するものとする。

2 乙は、平常時から、判定士等に対して甲の要請内容を円滑に伝達するための連絡系統（以下「連絡網」という。）を整備し、地震災害時に備えるものとする。

3 乙は、甲の求めに応じて、連絡網を報告するものとする。

(訓練)

第6条 甲が、訓練のために判定士に連絡を行う必要があるときは、乙はこれに協力するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、協定締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成14年3月15日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 片山 善博

乙 鳥取県鳥取市田園町三丁目375番地
社団法人鳥取県建築士会
会 長 尾崎 明雄

(参 考)

鳥取県建築物防災・復旧体制整備研究会委員

所		属	委 員
鳥取市		建築指導課長	藪田 善昭
倉吉市		建築課長	坂本 操
米子市		建築指導室長	仙田 定雄
境港市		住宅課長	金山 奏也
西伯町		災害復興対策室長	松原 秀和
会見町		総務課長	米原 俊一
日野町 (後任)		地震災害住宅復興室長 総務課 主査	金田 雅夫 松田 勲
溝口町		総務課長	佐蔵 絢子
社団法人鳥取県建築士会		会長	尾崎 明雄
		東部支部長	吉村 計宏
		中部支部長	安本 大治
		西部副支部長	先本 和民
		事務局長	安達 育弘
社団法人鳥取県建築士事務所協会		会長	田中 博美
		事務局長	尾坂 功
社団法人鳥取県建建設業協会		会長	高力 修一
社団法人鳥取県建築技能近代化協会		理事	高野 忠
鳥取県	防災危機管理課	課長補佐	安田 達昭
	市町村振興課 (後任)	課長補佐	城平 守朗
		課長補佐	山本 剛司
	住宅環境課	課長補佐	竹内 盛雄
	管理課土木防災室	室長	金口 昌男
	建築課	課長(座長)	池本 尚史
米子土木事務所建築住宅課		主幹	山本 博英

※平成13年の研究会開催当時のものです。